

平成30年第3回東大和市議会定例会会議録第16号

平成30年9月5日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
企画財政部副参事	星野宏徳君	行政管理課長	木村西君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君
課税課長	真野淳君	子育て支援課長	鈴木礼子君

子育て支援部 榎本 豊 君  
副 参 事  
青少年課長 新海 隆 弘 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
教育総務課長 石川 博 隆 君  
社会教育課長 佐伯 芳 幸 君

保育課長 関田 孝志 君  
健康課長 志村 明子 君  
建築課長 中橋 健 君  
学校教育部 副 参 事 吉岡 琢真 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名をいたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成30年第3回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、東大和市における児童虐待の防止対策についてお伺いをいたします。

- ①といたしまして、東大和市における児童虐待防止に係る支援体制及び取り組みの現状と課題について。
- ②といたしまして、母子保健分野における児童虐待防止に係る支援体制及び取り組みの現状と課題について。
- ③といたしまして、学校における児童虐待防止に係る支援体制及び取り組みの現状と課題について。
- ④といたしまして、児童虐待防止対策に対する東大和市の考えについてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、子ども食堂についてお伺いをいたします。

- ①といたしまして、現状について。
- ②といたしまして、課題について。
- ③といたしまして、東京都の補助金を活用した子ども食堂への支援についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、市における児童虐待防止に係る支援体制及び取り組みの現状と課題についてであります。市では子供と家庭の身近な相談機関として子ども家庭支援センターを設置し、さまざまな相談に応じ児童虐待防止の対応を行っております。取り組みとしましては、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、状況の把握、関係機関との連携、チームケア会議の開催などの支援体制により虐待防止の対応を図っております。課題につきましては、虐待件数の増加への対応及び複雑でさまざまな困難を抱えた家庭への支援に対応するための職員の経験と専門性の確保が課題であると考えております。

次に、母子保健分野における児童虐待防止の支援体制及び取り組みの現状と課題についてであります。支援体制につきましては保健センターに母子保健コーディネーターを初め、保健師等専門職などの職員を配置しております。取り組みの現状につきましては、専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、母子保健法に基づく母子健康手帳の交付や乳幼児の健康診査などの事業を、児童

虐待防止の視点を含めて実施しております。課題につきましては、支援が必要な転入事例などを早期に把握するため、医療機関など関係機関との継続的な情報共有など、連携、協力を図っていくことであると考えております。

次に、学校における児童虐待防止に係る支援体制及び取り組みの現状と課題についてであります。学校は児童虐待を発見しやすい環境にあることから、早期発見、早期対応に努める必要があると認識しております。取り組みの現状としましては、日常の児童・生徒の丁寧な観察とともに、関係機関との連携や教職員への研修等に取り組んでおります。課題としましては、児童虐待に対する対応策を確実に実施していくことであると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、児童虐待防止対策に対する市の考えについてであります。児童虐待の大きな要因の1つとされております育児不安や孤立感の解消に向け、地域における見守り、専門相談や助言、情報提供の体制整備を図り、子育て世帯の養育力を支援できる地域づくりを進めていくことが必要であると考えております。

次に、子ども食堂の現状と課題についてであります。現在、市内では地域のボランティアの方々による2つの子ども食堂があります。1つ目は、南街こども食堂で、南街2丁目協和三自治会集会所を会場として、毎月第1・第3火曜日に活動しています。2つ目は、芝中こども食堂で、芝中住宅イー19号棟集会所を会場として、毎月第3水曜日に活動しています。活動に当たりましては、東大和市社会福祉協議会からの補助のほか、野菜や米などの寄附や当日の参加費などにより運営をされております。課題につきましては、万が一の食中毒等の事故に対する不安、食材調達、運営資金及び人材の確保などが農林水産省による全国のアンケート調査の結果や、当市の活動団体からの聞き取りで挙げられております。

次に、東京都の補助金を活用した子ども食堂への支援についてであります。東京都の補助事業につきましては、新たに平成30年度から3年間の期限を設定した子ども食堂の運営支援を行うものであります。その内容としましては、子ども食堂の団体を支援する市区町村に対し、年24万円を上限とした補助を実施するものであります。市ではこの補助事業を活用し、子ども食堂の活動に対する支援を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校における児童虐待防止に係る支援体制及び取り組みの現状と課題についてであります。各学校での児童虐待に対する早期発見、早期対応が確実に実施されることが重要であると認識しております。学校では全校に配置されている東京都及び市独自のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室等と連携しながら管理職や担任、養護教諭等による組織的な対応に努めております。課題につきましては、全ての教員が児童虐待防止の意識を高め、早期発見、早期対応を適切に行い、児童・生徒の命を守る対応を確実に実施していくこととあります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきたいというふうに思います。

まず東大和市における児童虐待の防止対策についてということで、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

あの悲惨な児童虐待ということで後を絶たない、新聞紙上も連日載っているところがあるというふうに思いま

す。国を大きく動かしたという点でいえば、3月に起きたあの目黒区の虐待の事件だったというふうに思っています。政府は7月に緊急対策を設け、発表されたというふうになっております。

新聞の紙面を見ても虐待に関する、当時またこの目黒区の関連の新聞の紙面を読むと、大変胸を締めつけられる思いが、ほとんどの方がされたのではないかなというふうに思っております。こういう事案は、東大和市から絶対なくさなければならぬということを踏まえて、幾つか質問させていただきたいと思うことと、それから我が党の自由民主党の政務調査会、虐待等に関する特命委員会というところが岸田会長のもとありますが、今議会、9月、それからもしくは12月ということで、全国の地方議会において児童虐待防止推進活動の一環で定例会、そしてまたその他を通じて地方議会で積極的な議論をしていただきたいということで、我が党のほうにも要請が来ております。この質問と、また回答内容は、政務調査会のほうに挙げさせていただいて、参考にさせていただきたいということで党のほうからも依頼もありましたものですから、今回質問させていただいたという経緯になりますので、幾つかお伺いをさせていただければというふうに思います。

まず、子ども家庭支援センターにおける現状の取り組み及び要保護児童対策地域協議会についてということでは先ほどお話もありましたが、詳細を少し教えていただければというふうに思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども家庭支援センターにおける現状の取り組みについてであります。平成29年度の東大和市における児童虐待の新規相談件数は75件となっております。虐待の件数につきましては全国的に増加しており、東大和市におきましても年による上下はありますが、平成24年度の新規児童虐待件数が28件ですので5年でおおよそ2.5倍となっております。市では要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターはその調整機関として虐待ケースについての情報収集を行い、支援についての方向性を定め、必要に応じ関係機関の連携を図るためチームケア会議を開催し、情報共有及び各機関の役割の確認をするなど連携した支援を行うよう努めております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

次は、東京都の小平の児童相談所がありますが、役割分担と連携について、支援の現状と、それから課題等ありましたら教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東京都小平児童相談所との役割分担であります。東京都では都内の児童相談所と市区町村との役割を東京ルールとして定めて連携を行っております。東京ルールでは、虐待の通告を受けた場合の対応の流れや、ケースに対応するときの児童相談所と市との連携の仕方などをルール化し、ケースの対応が機関同士のはざまに落ちないよう仕組みをつくっております。具体的には、虐待の情報が寄せられた場合、48時間以内に職員が目により子供の安全を確認いたします。子ども家庭支援センターの職員で確認できない場合は、他の関係機関の職員に依頼するなど、確認をお願いする場合がございます。その後、家庭の状況などについて情報収集を行い、ケースの危険性を判断し、児童相談所との連携を行うのか、あるいは子ども家庭支援センターが地域として支援していくのかなどの方針を決めて対応しております。方針の決定は、職員会議により行いますが、月に1度、小平児童相談所の職員の同席により助言を得るなどしております。

課題といたしましては、虐待件数の増加により、児童相談所及び市——子ども家庭支援センターのどちらも、対応に当たる職員の担当件数が増加し負担が増していること、また複雑な御家庭がふえていることから、市の職員も対応に専門性が求められてきていることなどが課題として挙げられると考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今御答弁いただきましたとおり、市町村の職員の皆さんのやはり対応能力の向上というのが、直近であるかなというふうに思っております。研修の充実や、特に児童相談所との人事交流も含めてやっていかなくちゃいけないことがあるというふうに思いますので、課題として捉えていただいて、要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、国が想定している子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点についての東大和市としての考えを少しお伺ひさせていただければと思ひます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国は地域のつながりの希薄化等による妊産婦、母親の孤立感や負担感からの虐待を未然に防ぐため、早期からの相談につなげ、切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センターの平成32年度末までの全国展開を目指しております。

また、児童福祉法におきましては、市民に一番身近な市町村が児童及び妊産婦の福祉に関して対応するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点を整備するものとしております。国はこの2つの機能を同一の主担当機関が担い、一体的に支援を実施することが望ましいとしております。市におきましては、現在、保健センターと子ども家庭支援センターとで密接な連携、協力を図りながら支援体制を構築しておりますが、切れ目のない一体的な支援体制構築を目指して、公共施設の適正な配置等も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

平成32年度までの子育て世代包括支援センターの全国展開ということで、国も目指しているということで、公共施設の適正配置を検討しながらもということで、今後検討していただきたいということで、我が党としても強くこちら要望させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、妊娠期からの支援、また母子保健分野の部分についても少しお伺ひをさせていただければというふうに思ひます。こちらは、この時期に見守ることで、気づきということでつながっていくんじゃないかなというふうに思ひます。例えば児童虐待を未然に防ぐだけでなく、実際に起きてしまっていることに気づくということも、非常に大事だというふうに捉えております。例えば最近この子は急に痩せたとか、例えば御近所の方であれば、夜中に泣き声が泣きやまないなということで、広報としては「189ダイヤル」をかけていただきたいという広報をすることももちろん一つであると思ひますし、さまざま児童虐待防止法ができてから、たしか18年ぐらいだったかなというふうに思ひますが、寄せられる件数というのは5倍からたしか6倍、非常に多くなっているというふうに言われています。

また、親が手をかけなくなって亡くなる子供の件数も80人以上ということで言われています。先ほどもありましたが、児童相談所の職員はもちろん東京都のほうもふやさなくちゃいけないと思ひますが、警察なり、また保育所の連携ということも必要だというふうに思ひますので、さまざまな妊娠期から含めて、健診含めて、そういった機能の拡充及び、そういった点を見ていく目も必要じゃないかなというふうに思ひます。

妊娠期からの支援についての詳細と課題を少しお教へいただければと思ひます。

○健康課長（志村明子君） 妊娠期からの支援の詳細についてであります。保健センターにおきまして、保健師など専門職が妊娠届け出をされる全ての方と面接しております。面接は妊娠届け出時に記入していただくア

ンケートを用いて行っており、アンケートの項目は、これまでの妊娠歴や今回の妊娠に対する気持ち、体調、不安なこと、相談者や支援者がいるかなどとなっております。

妊娠は、日常生活への影響が大きく、また未婚、若年、高齢など、ハイリスクの妊婦の方に対しましては、個別の状況に合わせたきめ細やかな支援を関係機関と協力して行うことが必要となりますことから、母子保健コーディネーターを専任で配置し、関係機関との情報共有や連絡調整など連携の強化を図っております。また、出産後に配布しております育児パッケージには、市全体で子育てを応援していくというメッセージが込められており、委託先のシルバー人材センターの担当者が御家庭に直接お届けし、保護者の方に手渡しすることを通して、児童虐待の要因となり得る育児不安や孤立などの早期把握に努めております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

医療機関との連携についての課題と詳細も教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 医療機関との連携や課題についてでございますけれども、産婦人科や小児科など母子保健に係る医療機関との連携につきましては、妊娠期から出産までの周産期、主に医療機関から地域連携情報用紙などの文書により、ハイリスクの方について情報の共有や引き継ぎをしております。主な内容は、入院中や出産後の状況、心配される事項の報告、退院後の子供や保護者への支援の依頼などとなっております。その後、保健師などが家庭訪問を行い、状況に応じて関係機関と協議の上、連携、協力し、支援を行っております。

また、小児科との連携につきましては、予防接種などお子様のかかりつけ医となる地域の医療機関を中心に、虐待リスクケースの情報共有の徹底を図っております。さらに、支援者など関係機関がかかりつけ医から専門的助言を受ける会議を必要に応じて設け、対象家庭の状況や問題の理解、関係機関の役割や支援の方向、方針の確認を行い、適切な支援を行うための連携を図っております。

課題としましては、かかりつけ医となります地域の医療機関は、児童の全身状態の観察や保護者の指導を行うことから、虐待リスクケースにとってその役割は大変重要であると考えております。そのため虐待リスクケースの状況により、協力体制を強化するなど、迅速な対応が行えるよう、日常から医療機関との顔の見える関係を充実させ、連携の推進を図っていくことが必要であると考えております。

また、先ほど妊娠期からの課題について答弁漏れがありましたので、ちょっと今追加で説明させていただきます。

妊娠期からの支援の課題につきましては、本市以外で妊娠届け出をされたハイリスクの妊婦の方を迅速に把握し、早期から必要な支援を開始することが重要であると考えております。そのため、転出入先となります自治体間での引き継ぎや、医療機関が把握する妊婦健診の受診状況など、ハイリスクの妊婦の方にかかわる複数の関係機関との情報共有など、適切で円滑な連携を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

予防接種に絡むものを幾つかちょっとお伺いしますが、状況も含めてあると思いますが、乳幼児健診もしくは予防接種における児童虐待防止の取り組みと関係機関との連携ということも、当然ながら必要になってくると思いますが、そのあたりの詳細と課題を教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） 乳幼児健診における児童虐待防止の取り組みと関係機関との連携についてであります。保健センターで行う集団健診におきましては、問診や診察など健診のさまざまな場面を通して、虐待リ

スクケースを早期に発見し、健診後には虐待予防の視点も持ちながら、フォロー事業などを活用してお子様と保護者の方の健康増進のための個別支援を行っております。また、健診未受診の方に対しましては、家庭訪問などにより実態の把握に努めております。家庭訪問など目視による確認が困難な方につきましては、子ども家庭支援センターと情報を共有し、実態把握について協力を依頼しております。この取り組みにより、健診の対象となる全ての方の実態について把握し、居所不明による児童虐待防止に努めております。

予防接種につきましては、予防接種台帳により定期予防接種の接種状況を管理しております。定期予防接種の未接種者の方のうち、虐待リスクケースに対しましては、保健師が必要に応じ地域のかかりつけ医と連携し、保護者の方に定期予防接種の勧奨を行うとともに、児童虐待防止の視点を含めた個別支援を行っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

妊娠期から母子保健ということで少しお伺いをさせていただきました。前議会でも他の議員が幾つか質問されておりましたが、乳幼児訪問、全戸訪問を含め、それから乳幼児健診、全ては産前産後のサポートということが一番事業として充実が必要かなというふうに捉えておりますので、改めて精査をしていただきまして、事件が起きた後にこういうことは改めて見直して、どんどんどんどん厳しくなっていくというふうに、充実していくというふうに捉えておりますので、改めての充実をこちらでも要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

幾つか学校のほうでも少しお伺いをさせていただきたいと思っております。学校における児童虐待防止の取り組みと関係機関との連携を少しお教えいただければと思っております。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学校における児童虐待防止の取り組みにつきましては、児童・生徒の健康診断や日常的な観察において、児童虐待の早期発見に努めており、疑いのある場合には子ども家庭支援センターや児童相談所に相談や通告をしております。その際、各校に配置している都及び市の2名のスクールカウンセラーが、適宜、児童・生徒の観察やカウンセリングを行っております。また、市のスクールカウンセラーが学校と定期的に情報交換を行い、児童虐待防止に取り組んでおります。学校における関係機関との連携につきましては、必要に応じて開催されるケース検討会議や定期的な会議を行っております。ケース検討会議におきましては、子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係機関と連携し、対象となる児童・生徒の状況把握及び対応方針の検討を行っております。また、定期的に開催しておりますスクールカウンセラー連絡協議会、生活指導主任会、東大和市地区連絡協議会におきましては、児童虐待防止に適切な対応ができるよう連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

若い世代の若年の妊娠と言われる期間ですね。それから、望まない出産ということで、過去も質問させていただいたことありますが、これを防ぐための教育というものをどのように捉えているのかを、少し教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 児童・生徒の心身の発育、発達の早期化に加えて、性情報の氾濫、性意識の多様化などの社会的な背景がある中、若年妊娠や望まない出産を防ぐことの重要性が社会全体において高まっているものと認識しております。学校におきましては、性教育が目指している性にかかわる基礎的な知識や生命の大切さを理解することを通して、適切な判断や行動ができる力を身につけることができるよう、学習指

導要領に基づき各教科等において児童・生徒の発達段階を踏まえながら、系統的・段階的に指導しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

児童虐待の死亡事例というふうに言われておりますが、ゼロ歳児、零カ月、ゼロ日ということで、大変この事例が多いというふうに言われています。こうした事例では、予期せぬ妊娠、子供を産む前の問題も非常に重要であるというふうに言われています。正しい性の知識の普及が重要と考えております。このような虐待に進んでしまう場合、10代の非常に若い出産であったり、また知識が非常に乏しい中で望まない出産をしてしまうという方が、このケースに陥ることが非常に多いというふうに言われています。

今大変ネット社会で、簡単にフィルタリングも親もかけてますが、いろんなやりとりの中で、学習指導要領に基づいてということで先ほどお話ありましたが、非常に子供たちはそれ以上の知識を得て、また得てしまうからこそ、本来であれば正しい情報を伝えなければいけない中において、なかなかそこまで踏み込んでやっていけないということがあるというふうに、国のほうの特命委員会の中でもさまざまそういう議論がありました。

特に子供たちへのさらに踏み込んだ情報提供というの、必要だというふうにも捉えておりますが、保護者の方へも当然家庭の中では家庭教育として子供たちを指導していくわけですから、何か学校として取り組む方法をぜひ、さらに御検討いただいて、多分恐らく学校ごとにさまざまな範疇の中で決められることもあったりだとかして進めてる性教育あると思いますので、子供たちに正しい情報を伝える、また時代に即したものを伝えるということは非常に大事だというふうに思っておりますので、改めてこちらを精査していただいて、御検討していただけるように、こちらも要望させていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

幾つかお伺いをさせていただきました。市町村の支援体制について、また妊娠期から母子保健分野の取り組み、それから学校関係ということでお伺いをさせていただきました。市の最後に御所見を伺いたいというふうに思っておりますが、児童虐待の防止対策というのは、残念なことに大きな事件があるたびに格段に充実をしてきているということはもちろんよくわかることでございますが、しかしまだに悲惨な虐待の事件、事故というのが絶えません。起きてしまった虐待の対応だけでなく、虐待を未然に防ぐということの取り組みも必要だというふうに思っています。そのための予防策として、特に保護者への誤った例えば養育感ですね、それから教育感というものがもしあるのであれば、先ほどの教育委員会にもお話ししましたが、正しい情報をきちんと保護者に伝えていくということ、それからメンタル問題を抱える親への支援ということも、当然必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。それから、貧困の家庭、こちらへの支援も手厚くしていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。この3つが、特に児童虐待の現状についてということで、例えばどの研修会だとか講演会を伺っても、このようなことを、似たような話を伺うことがあります。

東大和市として、冒頭お話しをさせていただきましたが、こういう悲惨な事件を東大和市から起こさない、そして児童虐待防止対策に対する強い御決意を、また今後の対策を含めて御所見を伺わせていただければというふうに思います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど壇上で市長から答弁をさせていただいた内容と重複する部分はございますが、東大和市では日本一子育てしやすいまちづくりというのを大きな施策に掲げて推進しております。そういった意味でいいますと、去る7月20日に国が取りまとめをいたしました児童虐待防止の緊急対策、こちらに基づき

まして適切な対応を図っていききたいというふうには基本的には考えてございます。

そういう中で、他市で痛ましい事件の報告を、報道を聞くにつけて、親御さんたちはしつけど、愛情を感じなかった、また子育ての不安があったというようなことが必ず出てまいります。そういった意味で、やっぱり早期発見ですね。ですから、新聞報道等によりますと、複数の骨折があったり、凍傷があったりということで、お医者さんにしろ施設にしろ私どもにしろ、目の当たりにすればわかるような状況だと。後でわかりますので、その辺を早期発見をします。

そして、先ほどお話もございましたように、やはり核家族化の中で、なかなか子育てについて不安なことを相談する機関がないというのも現実でございますので、産まれる前からの相談を適切に行っていくと。そして、やはり適切な対応がないとこれの解決になりませんので、適切な対応も図っていくということで、各機関との連携を図ってございますが、ともすると自分のエリアのあれを守ることが強く出ると、なかなかよそのセクションについて口を出せないというようなところも障害として出てきますので、そこは適切な連携を図って情報交換をして、適切な対応をしていくということで、こういう不幸な事件を東大和から起こさないという強い決意を持って、引き続き取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

非常に強い御決意を伺わしていただきました。ありがとうございます。当然子供は国の宝であります。国の宝ということは、国力そのものであります。社会の宝とも言われています。当然子供を守りながら育てていかなければならないということで、社会の中心に置いて、さまざまな目をもって子供たちを育てていくということが一番大事だというふうに思っています。

子供の無限の未来、それから無限の可能性を潰すことないように、私たち政治家ですから、子供たちの命を守って、その環境をつくっていくということも大事な仕事でありますし、自治体の職員の皆さんとともに手を携えて、今東大和市からこういう事例を出さないという強い御決意を伺わしていただきましたので、改めて幾つかの課題があったというふうに思いますので、そちらを充実していただきますよう要望させていただきます、こちらの虐待のほうは終わらしていただきまして、次の項に移らしていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

それでは、2つの目の子ども食堂ですね。子ども食堂のほうの現状ということで、幾つか伺わしていただきたいというふうに思っています。

子ども食堂ということで、全国的に広がったというふうな、幾つかお話がありますし、一時期、新聞紙上も大変にぎわっていたというふうに捉えております。2009年に政府が、世帯所得が標準的所得の半分以下の割合、いわゆる相対的貧困率というものを公表したことで、表面上には見えてこない貧困の存在が社会的に認知されたということが、一つ理由としてあるというふうに思っております。子供の貧困率が増加しているということは、ひとり親の家庭、調べていくとひとり親家庭の家庭が半数ぐらいを占めており、また孤食もあわせて問題として取り上げられてるということがありました。このような子供の食事の困難な部分、また孤食に対する問題は、親の就職状況、また離婚されているシングルの方も最近多くふえてますので、関連しているというふうにも言われておりますし、根本的な解決方法、なかなか見つけていくというのは非常に難しいというふうにも言われております。

そういったさまざまな事情がある中においても、目の前の子供たちに単純においしくて温かい御飯を食べて

いただきたいというふうに思っており、市民の方々が自主的にやられているのが子ども食堂だというふうに言われているというふうに思います。今、子ども食堂の、先ほど市長答弁でも幾つかお話ありましたが、現在2つの子ども食堂が実施をされているということですので、平成29年度の活動状況を少し教えていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成29年度の活動状況ということでございますが、南街こども食堂は平成27年9月から活動を開始しておりまして、平成29年度は年22回、原則月2回、8月と1月だけは月1回の開催となりました。利用者の人数は、スタッフを含めた数になりますが、年間で合計803人、平均すると1回の人数といたしましては36.5人、お越しになっていらっしゃいます。

芝中こども食堂は、平成29年9月からの活動となります。平成29年度の活動状況は、年度の途中からの開設ですので7回、利用者の人数は合計で208人、平均で29.7人の方がお越しになっていらっしゃいます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

実際の子ども食堂の運営費用というものは、その2つの子ども食堂あると思いますが、どのようなものが必要なかというふうに言われておりますでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂の運営に必要な費用とのことですが、まず子ども食堂を新しく開く場合ですね。開くに当たりましては、お箸や茶わんなどの什器類、お鍋や炊飯器などの器具といった開設に必要な経費がございます。毎月の運営に当たりましては、会場使用費、光熱水費、食材購入費、消耗品費、器具・什器費などが必要となっております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

当然こういった費用がかかってくると思いますが、どのような収入で、寄附も当然あると思いますが、基本的な収入はどのように賄っているのかを少し教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂の収入についてであります。開催に当たりましての参加費、それから寄附金、社会福祉協議会からの補助金が主な収入となっております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この2つの子ども食堂以外にも、全国的に言われているのが、訪問してお話を伺うと、食中毒等の事故に対する不安がやはりあるというふうに言われています。つくる方たちも責任を持って、当然衛生には努めていらっしゃると思いますが、食中毒を防ぐための対応ですね、どのようになっているのか、また保険等も幾つかやるところもあるというふうにご伺っておりますが、加入状況含めて教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 食中毒への対応といたしましては、75度、1分以上の十分な加熱や食器のアルコール消毒、生ものは提供しないなどの注意を行っているとのこと。保険につきましては、社会福祉協議会がふれあいなごやかサロン活動により、ふれあいサロン障害保険に加入しており、子ども食堂も対象となっております。この保険は、活動中の事故などによるけがや、往復途上のけがが対象となっておりますが、食中毒等には対応しておりませんことから、安心、安定した運営を続けていくためには、その対応を図る必要が出てきていると認識しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

せっかく子ども食堂を運営したいと思ってる市内の団体、まだあと2つぐらいあるかなというふうにならないうちと私も伺っておりますが、子ども食堂は場所があってスタッフがいれば、手軽に始めやすいということがよく言われておりますが、当然手軽に始められるということは、やめてしまうということも、東京都内でも実際運営し始めたんだけど、お金の面だとかさまた今課題がありました、こういったことで実際閉鎖してしまったということも実態としてあります。

子ども食堂というのは、やはり地域の当然かなめにもなって、異世代を交流する場所にもなっていったり、それからその場を通じて子供たちの居場所づくりとして、あわせて先に来たときに一緒に宿題をやっていたりするような取り組みをしているところもありますし、またそこを食育の場として地産地消や地域交流、さまざまな面で取り組んでいるというふうな部分がありますので、せっかくいろんな方々の力をいただきながら運営したのに、やっぱり閉鎖してしまっただけでは、せっかく地域のかなめとして、地域の共有の財産になろうとしている子ども食堂が、なかなかそういう実態になってしまうという部分があるんだったら、何か行政としてお力添えいただく部分がないかなということで、きょうは幾つか質問させていただきましたが、東京都の補助金ということのお話が幾つかあります。東京都の補助金を活用したということのお話がありますが、補助事業の詳細について少し教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東京都の補助事業は、子ども食堂の運営を支援する区市町村への補助となっております。子ども食堂の活動、1回当たり1万円で月2回、1食堂当たり年間24万円を上限としております。対象経費といたしましては、子ども食堂の運営に必要な経費で、人件費は対象外となっております。対象となる子ども食堂の条件といたしまして、月1回以上の開催、地域の子どもの食堂が情報共有を行うための連絡会に参加していることなど、幾つかの条件が挙げられております。市では、子ども食堂と社会福祉協議会の連携が定着してまいりましたことから、地域のボランティアの皆様による活動の独自性や柔軟性を損なわない方向で支援を行ってまいりたいと考えておまして、3年間に限定し、社会福祉協議会と連携をした補助制度により、地域の子どもの食堂が安定した運営を行えるような支援をしてまいりたいと考えております。これにより、課題となっております保険への加入などの対応もできるようになればと考えております。

なお、市の補助制度の内容につきましては、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後に、市の御所見を伺って締めたいというふうに思いますが、私自身は子ども食堂は必要であるというふうに思って質問させていただいております。議員間によっては、いろんなお考えがあると思いますが、私は必要なんじゃないかなというふうに思って質問させていただいております。それで、市の補助制度ということ、今御答弁いただきましたが、26市町村で見ても実は1市か、たしかあっても2市ぐらいだと思いますが、実際、市で補助しているところって非常に少なく、民間に任せてしまっているところの現状があるというふうにご調べさせていただきました。

実際の問題として、4つぐらいあるかなというふうにご思っております。当然場所のことですね。場所としては、無償提供で貸していただける場合はいいんですが、ただ無償提供で貸してくれる場所があっても、それが持続的に、この先もずっと平気なのかということの当然御心配が出てくると思います。貸してあげるよということになれば、当然その費用が出てきますし、神社だとか、例えばそういう集まる場所がないところにおいて

は、集会所施設も含めて、そういったところを継続的、持続的に貸していただけるかという当然お話になってくる部分もあると思います。それは場所の問題です。

それから、当然人の問題も出てくると思います。ボランティアですからお金はかかりませんが、定期的にかかわるコアなメンバーですね。若い方もいらっしゃる場所もありますが、実際問題は定年退職された方が中心でやってるところも非常に多いもんですから、コアメンバーと言われる部分の確保というのが、なかなか大変なんじゃないかなというふうに言われています。

それから、今度食材の部分ですね、3つ目が。寄附で全部調達可能なんであれば、1度始めると寄附というのはかなりあるというふうにも伺っておりますので、ただそうすると当然、冷凍、冷蔵を買うだとか、その置き場が必ず必要になってきますので、安全管理の部分でも、このあたりもどうするんだということが当然出てくると思います。

それから、1階のほうでは、子育て支援部の前に子ども食堂のチラシを配ったり、張ったりしていただいている取り組みも確認させていただいておりますので、ありがたいなというふうに思います。当然そういったものをつくるものであったり、印刷費用であったり、それから先ほど言った備品類の購入でも費用が必要です。それから、当然保険だ何だということも出てくるというふうに思いますが、なかなかほかの自治体も幾つか共通した理由があるのかもしれませんが、なかなか市の協力ということが、まだまだ表立っていないというふうに捉えております。

御所見を伺いたいと思いますが、最後、市としてこの子ども食堂の今後について、未来ある施策だというふうに思っておりますが、御所見を伺わしていただければというふうに思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） おかげさまで本市には2カ所の子ども食堂がございまして、これまで本当に地域のボランティアの方々が頑張っており、ずっと継続してやっていただいております。市といたしましては、今回この東京都の10分の10の補助金の制度を活用いたしまして、3年間という限定ではございますけれども、この対象経費につきましては、先ほど課長のほうからも御答弁をさせていただきましたが、子ども食堂の運営に必要な経費ということで、賃借料、会場使用料も含めて、食材費、光熱水費、保険料等が出るということでございます。この3年間で、子ども食堂の基盤というのをしっかりしていただいて、市といたしましてはそれを応援する形で、その後はやはり継続性、持続性ということと、あと若い世代の方々もボランティアで参加していただくような仕組みとかですね。あとはやはり皆さんに知っていただいて、この活動を地域の皆さんに広げていただくという形でもっと活動を広げていく。場合によってはクラウドファンディングの活用とか、あとフードバンクなどの活用等も考えられるというふうに考えておりますので、そういったところも踏まえながら、現在やっておりますボランティアの方々と社会福祉協議会などと話し合いを行いながら、より継続性のある取り組みとなるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

運営の月2回程度やってるところが多いと思いますので、運営の頻度が当然少ない場合、既に子供への福祉の支援だったり、活動してるNPOだったり、社会福祉法人がやるという形が実際あるところもありますが、それがいけないと言ってるわけじゃないんですが、当然そのよさは持続可能であるという、基盤がしっかりしていますので、持続可能で続けていただけるということの——特にまた専門性もありますからいい部分もあるんですが、一方で気持ちある市民が担い手となってやっていただけるということを支えていくことも、当然地域

の拠点としてなっていくということで、成長させていくには必要だというふうに思っておりますので、先ほど部長からもお話ありましたが、持続可能な運営をしていくためには、東京都の限定のこの3年間の補助金もありますが、このときにいかに協力をして、お力添えをしていただけることができるかなということにかかってくる部分もあると思いますので、そのあたりはぜひ市民に寄り添っていただいて、活動を継続していけるような取り組みをしていただきますよう要望させていただきますして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、保育園・学童保育所の待機児対策について、熱中症対策について、東大和市の防災について、歩道の整備についての4点について質問をさせていただきます。

1番、保育園・学童保育所の待機児対策について。

①現状について。

②課題について。

③今後の方向性について。

2番、熱中症対策について。

①熱中症に対する市の認識について。

②市内における被害状況と対応策について。

③市民の健康を守る取り組みについて。

アとして、公共施設、学校における取り組みは。

イとして、市民に対する取り組みは。

3番、東大和市の防災について。

①異常気象により発生する災害について。

アとして、災害リスクに対する認識は。

イとして、現時点の取り組み状況と課題は。

②災害を未然に防ぐ取り組みについて。

アとして、現時点の取り組み状況と課題は。

4番、歩道の整備について。

①歩道のバリアフリー化について。

アとして、現状に対する認識と課題は。

イとして、今後の展望は。

②歩道の拡幅について。

アとして、現時点の進捗状況は。

イとして、今後の展望は。

壇上の質問は以上であります。再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、保育園・学童保育所の待機児童の現状についてであります。保育園における平成30年4月1日現在の待機児童数は24人です。毎月申し込みを受けておりますことから、8月1日現在では147人となっており、ゼロ歳児を中心に3歳未満の方が大半となっております。学童保育所につきましては、平成30年8月1日現在の待機児童数は99人です。国等への報告の基準日である5月1日時点での待機児童は104人と比較して微減となっております。

次に、保育園・学童保育所の待機児童対策の課題についてであります。保育園の待機児童解消につきましては、保育ニーズの把握等が課題であると考えております。課題の解消に向けまして、次期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を今後実施することから、その調査結果等を総合的に勘案し、適切に保育ニーズの把握を行ってまいりたいと考えております。学童保育所の待機児童解消につきましても、保護者のニーズを適切に把握することが課題であると考えております。課題の解消に向けまして、学童保育所及びランドセル来館事業を利用している保護者の聞き取りを行うなど、ニーズの把握を行ってまいりたいと考えております。

次に、保育園・学童保育所の待機児童対策の今後の方向性についてであります。保育園につきましては東京都は全児童数に対する保育園の入園率を、2020年を目途におおむね52%程度と設定しております。当市におきましては、平成30年4月1日現在、全児童数に対する49.7%の入園率となっておりますことから、平成30年10月実施予定のニーズ調査の結果や幼児教育、保育無償化の影響などを勘案し、施設整備の検討などをしてまいりたいと考えております。学童保育所につきましては、民間学童保育所の利用促進を図るとともに、今後の国の動向を踏まえ見込み量の把握や受け入れ枠の拡大等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、熱中症に対する認識についてであります。近年は地球温暖化の影響により夏季の気温が高い傾向にあり、特にことしの夏は首都圏におきましては梅雨明けが平年より22日も早く、またその後も外気温が35度を超える日が連日にわたるなど、熱中症を発症する危険が高い酷暑となっております。熱中症は気温の上昇などによって体温調整がうまくいかなくなることで起こり、短い時間で進行するケースが多く、重症化すれば死に至る可能性や、回復しても後遺症が残る可能性もあるため、厳重な注意を要する疾病であると認識しております。

次に、市内における被害状況と対応策についてであります。被害状況につきましては、北多摩西部消防署からの平成30年8月19日までの速報値によりますと、救急搬送件数のうち対応した医師が熱中症と診断した東大和市の人数は31人とのことです。平成29年6月から9月までの期間における東大和市の人数は13人でありましたことから、ことしは熱中症による救急搬送人数が大変多くなっております。対応策につきましては、安全安心情報送信サービスにおける電子メールにより、高温注意情報の迅速な情報提供を行うとともに、リーフレット、市の公式ホームページや市報等により、熱中症を予防する正しい知識の普及啓発及び注意喚起を行っております。

次に、公共施設等におけます市民の健康を守る取り組みについてであります。市民センターなどの公共施設におきましては、気象庁の高温注意情報の発表に基づき、タペストリーを掲出し、熱中症予防の注意喚起を

行うとともにリーフレットを設置しております。また、学校におきましては、さまざまな教育活動における環境条件を考慮し、熱中症予防に向け適切に対応しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市民の皆様に対する取り組みについてであります。市では市内の主要な駅及び金融機関、郵便局、児童福祉施設、高齢者関連施設など、多くの市民の皆様や子供や高齢者が利用する関係施設に、啓発用リーフレットの設置及び注意喚起のためのタペストリーの掲出などについて御協力をいただいております。また、熱中症を疑う症状のある方への冷却剤として使用できるよう、市民センターなど一部の公共施設等に製氷機を設置しております。熱中症は、正しい知識を持ち、水分補給などの適切な行動により予防できますことから、その対応を市民の皆様にご存知いただき、日常生活において気をつけていただけるよう、引き続き普及啓発と注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

次に、異常気象による災害リスクに対する認識についてであります。気象庁では過去30年の気候に対して著しい偏りを示した天候を異常気象と定義しており、干ばつ、冷夏、暖冬を含め、さまざまな異常気象があります。防災の観点からは、甚大な損害をこうむる可能性のある豪雨や、豪雪の災害リスクに備える必要があると考えております。

次に、現時点の取り組み状況と課題についてであります。気象情報等の収集に基づき、水防体制をしき、巡回パトロール、冠水や積雪状況による通行どめの実施、土のうの搬送、避難所開設の調整など、迅速に対応できるよう取り組んでいるところであります。課題としましては、防災行政無線等による情報発信に努めているところでありますが、十分に情報が伝達されていない実態があると認識しております。

次に、災害を未然に防ぐための取り組み状況と課題についてであります。災害を未然に防ぐ対策としまして、東京都におきましては河川の拡幅や土砂災害警戒地域等の指定に取り組んでおります。市としましては、事前の状況把握に努め、各部署と連携して水防体制を整え、対応しているところであります。課題としましては、減災の観点から現状の取り組みを進めつつ、改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、歩道のバリアフリー化についての現状に対する認識と課題についてであります。東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備としまして、全ての方に安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能を提供していくことが必要であると認識しております。また、課題としましては、市内の道路には幅員構成や道路構造が旧基準で整備され、バリアフリー化されていない道路が多くありますことから、これらの路線のバリアフリー化が必要であるとと考えております。

次に、今後の展望についてであります。歩道の整備が必要な路線につきましては、車道の劣化状況や街路樹の状況など、総合的に検討した中で優先的に整備する路線を選定し、歩道のバリアフリー化を含めた道路全体の改良を行っていく必要があると考えております。

次に、歩道の拡幅の進捗状況についてであります。民有地への歩道拡幅は用地買収を伴うものであり、実施は困難であります。高幅員の幹線道路では車道側を狭めて、歩道を拡幅する事業を進めております。第三小学校前の市道第1号線用水北通りの一部につきましては既に整備を完了し、現在、市道6号線、富士見通りの歩道の拡幅整備を実施しているところであります。

次に、今後の展望についてであります。高幅員の幹線道路で過去に整備しました路線につきましては、歩道幅員が現在の基準より狭く、東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備が必要となる路線がありますことから、道路の劣化状況などから優先順位を検討し、車道側への歩道拡幅整備を行っていく必要があると考えてお

ります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校における熱中症対策の取り組みについてであります。教育委員会では例年、暑さが厳しくなる前の時期に、校長会や副校長会等を通じ、教育活動全般における熱中症事故防止策など、全ての職員に対し危機管理意識の周知徹底を図っております。各学校の授業や部活動などにおける熱中症対策といましては、気象庁の高温注意情報の発表などに基づき、野外活動の停止や日陰での休息、細かな水分補給等の取り組みを徹底しております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問に入らせていただきます。

大項目の順に、順番で行っていきますが、その中の中項目、小項目につきましては、順不同となる場合がありますので、御承知おきいただきたいと思います。

まず1番目の保育園・学童保育所の待機児対策についてであります。保育園待機児童の年齢別の状況に関して、昨年との比較はどのようになっているのでしょうか。また、今後の見込みについてどのように考えているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 平成30年4月1日の状況では、待機児童24人が全てゼロ歳児でございました。8月1日の現状では、ゼロ歳81名、1歳44名、2歳19名、3歳3名の147名でございます。平成29年8月1日の現状では、ゼロ歳46人、1歳29人、2歳8人、3歳2人、4歳1人の計86人でございます。保育園の対象人口は減少しつつありつつも、保育園の整備が進んでいると。この中で、待機児童がふえているという状況です。保育ニーズの高まりがうかがえるという中で、また3歳未満クラスでも園によってはあきがあると。あいている保育園を入園したいのではなく、希望している保育園に入園したいという、このような傾向があるということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、当市における年齢別の入園率というのはどのようになっているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 年齢別の入園率につきましては、ゼロ歳が26.3%、1歳が49.3%、2歳が52.8%、3歳が56.6%、4歳が56.4%、5歳が53.5%となっており、3歳以上につきましては、幼稚園を含めるとほとんどの児童が何らかの保育施設を利用しているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの待機児童の状況に関してですけれども、保護者が希望する保育園に子供を入れたいが、そこにあきがないために待機をしているんだという状況があると思うのですが、待機児童の主な待機要件はどのようになっているのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 待機児童の主な待機要件につきましては、母の要件で申し上げますと、147人のうち勤務要件が107人、最も多い状況です。次に、休職が33人、残りは妊娠・出産や介護等という形になってございます。

勤務要件となっている世帯のうち2割ぐらいにつきましては、認証保育所等の認可外保育施設を利用しております。市では利用料の3分の1を補助を行い、保護者の負担軽減に努めているところでございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** それでは、近隣市の入園率の状況というのはどのようになっているのでしょうか。また、当市は近隣市と比較してどのようになっているのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 近隣市における入園率の状況であります。立川市が45.3%、昭島市が53.2%、小平市が41%、武蔵村山市が55.9%、東村山市が42.7%。また、26市の平均で申し上げますと、45.8%となっており、入園率については当市は26市の中では高いほうの水準となっております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 市長答弁の中で、課題は保育ニーズの把握であるというふうに述べられておりました。保育ニーズの把握というものは、どちらかという課題ということではなく、保育ニーズを把握して初めて課題が見えてくるものであると思うのですが、待機児童については施設整備を含めた今後の方向性を検討することでしたが、これは具体的にどのようなことを念頭に置いて、どのようなことをやろうとしているのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 待機児解消におきましては、認可保育所の新規開設が即効性が高いというふうに考えてございますが、保育施設の施設整備、運営には莫大な費用がかかります。今後のニーズを適切に把握し、施設整備を実施するか否か、また施設整備以外の有効な対策など、将来的な費用対効果を考え、今後の方向性について検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の内容、あるいはその実施時期についてですが、これはどのように考えているのでしょうか。

○**子育て支援部副参事（榎本 豊君）** 前回、平成25年度の調査項目を参考に、前回の回答に対して比較ができます項目のほか、現ニーズに対応した質問項目につきまして、このたび国から示されましたゼロ歳児の量的な見込み及び1年を超える育児事業の希望などのほかにつきまして、受託事業者とともに検討してるところでございます。

実施時期につきましては、本年の10月ごろに発送いたしまして、今年度末までには調査報告書をまとめたいと考えてるところでございます。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** 先ほどの御答弁を踏まえまして、保育ニーズにつきまして地域的なばらつきがあるように思えます。この地域的なばらつき、偏りというのはどのように把握されているのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 平成30年4月1日の状況で、保育施設の利用もしくは申請を行っている方々の内訳について調べたところ、桜が丘の方が23.2%、次いで向原が8.2%、芋窪は7.3%、清水が6.8%、南街が6%の順になってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その地域的なばらつきを解消するために、またそのさまざまな要因により発生している待機児童の解消に向け、どのような検討を行っていかようとしているのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 市民意識調査では、保育施設の利用を希望する方は、自宅からの距離を重視する傾向にあります。保育ニーズの高い地域を中心に、効果的な待機児解消を子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の結果等から分析して検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在あるいは今後の検討の中で、認可保育園の増設という選択肢、先ほども御答弁の中で莫大な費用がかかります。ただ、即効性が高いという御答弁がありました。そういった選択肢というものはあるのでしょうか。また、その場合、現在、市の人口が減っておりますので、将来的な人口減少も踏まえてどのように進めていかようとしているのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 平成30年4月に向けまして、市では待機児童ゼロを目指しまして保育園の建て替えによる定員拡大や小規模保育事業の開設を実施いたしましたが、待機児童数は平成29年度よりふえてしまうという結果となってしまいました。これは主に育児休業の早期切り上げによるゼロ歳児の申し込みが、市の想定を大きく上回ったことによるものであります。将来的な保育ニーズの把握には、女性の社会進出や人口減少等、さまざまな社会情勢などを捉えていく必要があります。今後、市の待機児童対策におきましては、これまで行ってまいりました保育需要の動向の分析のほか、ニーズ調査の結果などや利用が長期間見込める適地の把握など、待機児童解消に向けまして市の将来を見据えたよりよい効果的な方策を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

平成30年の4月に向けて、待機児童ゼロを目指すという力強い御答弁をいただきましたので、ぜひそれに向けて具体的に取り組みを進めていただければと思います。

それでは、学童保育に関する質問に移りますが、学童保育所の待機児童数が微減となっているとの御答弁でしたが、その原因というのはどのように分析をされているのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 学童保育所の利用につきましては、毎月数名の方が退所しており、その都度、入所待ちとなっている方へ御連絡しているところです。新たな入所申請者よりも退所する方が若干上回っておりますことから、わずかではありますが減少となったものであります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 学童保育所の待機児童については、以前よりランドセル来館事業で受け入れていると認識していますが、学童保育所にあきが生じた場合、ランドセル来館事業の利用から学童保育所の利用へと移行しているという理解でよろしいのでしょうか。また、その場合、学童保育所に入所せずに、引き続きランドセル来館事業を利用するということもあるのでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） ランドセル来館事業の利用対象者は、学童保育所を入所保留となった児童となっております。そのため、学童保育所の入所の順番が回ってくれば、ランドセル来館事業の利用から学童保育所の入所へと移行していただくのが一般的でございます。ただ、学童保育所の順番が回ってきても、引き続きランドセル来館事業を利用したいという方も中にはいらっしゃいます。現在のランドセル来館事業は、あくまでも学童保育所の入所を希望したけれども、あきがなく保留となった児童が対象となっております。入所の順番

が回ってきた場合は、ランドセル来館事業の利用対象ではなくなるため、引き続きランドセル来館を利用することはできなくなるのが現状でございます。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) 市長答弁の中で、保護者のニーズを適切に把握することが課題であり、学童保育所やランドセル来館事業を利用している方に聞き取りを行うという内容がありましたが、具体的にどのようなようにしていこうと考えたのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) ランドセル来館事業だけではなくて、民間学童保育所の利用なども含めた保護者のニーズがどんなところにあるのかを把握し、事業内容の見直しなどを検討していく必要があると考えております。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) その事業内容の見直しというのは、具体的にどのようなことをお考えなのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) ランドセル来館事業につきましては、放課後に児童が安心して過ごすことができ、ランドセルをしょったまま児童館に遊びに来ることができるものであります。現在は先ほど申し上げたとおり、学童保育所の入所保留となった児童のみを対象としておりますが、ランドセル来館事業を利用している児童の保護者を対象とした利用ニーズ等も踏まえ、学童保育所の入所申請によらず、ランドセル来館の利用ができるような事業の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) また、市長答弁の中では、民間学童保育所の利用促進を図るとも言われておりましたが、現在の利用状況についてはどのようなになっているのでしょうか。また、具体的にはどのような取り組みによって利用促進を図っていこうとしているのでしょうか。

○青少年課長(新海隆弘君) 民間学童保育所の利用状況につきましては、平成30年8月1日現在、立野第一・第二クラブ、合わせて定員70名のところ38名の利用となっております。今後の具体的な取り組みとしましては、先ほど申し上げました保護者のニーズがどんなところにあるのかを把握するとともに、周辺の他の学童保育所の入所児童数とのバランス等も勘案しつつ、引き続き見学会などを行い、施設の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

民間学童保育所も含めたその学童保育所の将来像について、市はどのようなビジョンを描いているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 市では、子供たちの放課後の時間の過ごし方や生活につきまして、児童館、ランドセル来館、放課後子ども教室、学童保育の各事業を実施し、子供たちが安全・安心に過ごすことができる場の確保をしております。本年、平成30年4月からは少子化や兄弟数の減少、共働き家庭の増加や就労形態の多様化、安心して遊べる場所の減少など、さまざまな環境の変化を念頭に置きまして、学童保育の待機児童解消の一助となるものとして民間学童保育所の運営補助も開始したところでございます。しかしながら、先ほど課長答弁にもございましたとおり、現在、民間学童保育所につきましては定員を満たしておらず、あきが生じたままという状況にあります。このことは本当の保護者のニーズはどこにあるのかということ、的確に把握した上で実態に沿った施策や事業を構築することが重要であるということが示唆されているものと考えてお

ります。市といたしましては、今後のさらなる女性の就業率の上昇などを見込みまして、子供たちが放課後の時間を安全・安心に過ごせる場として、放課後の児童の健全育成に向け、学童保育の運営を含め、児童館、ランドセル来館、放課後子ども教室の各事業につきまして、引き続き総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

日本一子育てしやすいまちづくり、これを最重点施策に掲げ推進してきた尾崎市政に対して高く評価をしたいと思います。まだまだ課題は多く道半ばという感じは否めないというふうに感じております。子育て施策というのは、新しい年を迎えるごとに、常に新しい命が芽生えていくことにサイクル的に取り組んでいかなければならないものであります。その中で大切なことは継続して取り組みを行っていくということであり、途中で立ちどまらずに方向を転換するのでもなく、しっかりと着実に一つ一つの施策に取り組み、たとえ1つの成果は小さくとも、それを積み上げていっていただくことを期待して、1つ目の質問を終了したいと思います。

次に、熱中症対策についてであります。

まず、熱中症とはどのようなものか、簡単な御説明を市長答弁の中でもいただきましたが、熱中症にかかる原因とその症状について、詳細な御説明をお願いいたします。

○健康課長（志村明子君） 熱中症は、高温多湿の状況に体が対応できないことで生じるさまざまな症状の総称であります。その原因は、暑さで体温が上昇すると、体にもった熱を外に逃がそうと、体温を下げようとして皮膚の血管が広がることにより、全身を流れる血液の量が減り、血圧が下がり、脳への血流量が減少します。こうした血流や血圧の変化によって、目まいや全身の倦怠感、吐き気、頭痛などの症状が起こるものであります。また、大量の汗をかきますと、体内からは水分だけではなく塩分も失われます。塩分を補給せず水分だけを補給すると、血液中の塩分濃度が下がり、そのことにより手足の筋肉の収縮が起こり、さらに熱けいれんにつながる場合があります。この熱けいれんなどの症状といたしまして、手足の筋肉がびくびくとけいれんしたり、こむら返りなど足がつったり、手足のしびれ感など、そういった部分的なけいれんなどの症状が起こるとされております。

熱中症の重い症状といたしましては、38度以上の高い体温、応答が鈍く言動がおかしい、強い虚脱感や疲労感、汗がとまり、皮膚が乾燥している、呼びかけに反応しない、真っすぐ歩けないなどがあり、このようなときには早急に医療機関を受診することが必要とされております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

それでは、熱中症を発症しやすい環境、例えば気温、湿度等、どのような状況下になると熱中症になりやすくなるのでしょうか。熱中症を発症しやすい体質、あるいは体調等について、わかっていることがあれば教えてください。

○健康課長（志村明子君） 重症のなりやすさは、気温、湿度、風速、輻射熱の関係で決まるとされております。その指標は暑さ指数と呼ばれ、気象庁、環境省などから発表されております。この暑さ指数は4段階からなっており、指数の高い順から、31度以上で危険、28度から31度で厳重警戒、25度から28度で警戒、25度未満で注意ということになっております。

また、熱中症を発症しやすく注意が必要な方といたしましては、体温調節機能が十分に発達していない乳幼

児、温度に対する感覚が弱くなる高齢者、屋外で長時間にわたり作業するような職業に従事している方、またキッチンで長時間調理などで火を使う方、スポーツをする方などと言われております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） では、熱中症にかかった場合の対処法について、どのようにすればよいのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 熱中症の症状が見られたときの対処法についてですが、まずは意識がはっきりしているかを確認し、意識がもうろうとしているようであれば、迷わず医療機関を早急に受診することが必要とされております。意識がはっきりしてる場合の対処方法としましては、風通しのよい日陰やクーラーのきいた室内など、安全で涼しいところへ移動する。また、足を高くし、顔を横向きにして寝かせる。衣服の首元を緩めたり、靴や靴下を脱がせるなどして体からの放熱を助ける。皮膚に水をかけてうちわや扇風機で体をあおいたり、保冷剤やぬれタオル、氷などで首筋やわきの下、太もものつけ根など、体の表面に近い太い血管を冷やす。また、スポーツドリンクや冷たい水、塩分を含むタブレットやあめ、梅干しなどをとり、水分と塩分を補給するなどとされております。

これらの方法により、多くの場合は症状は改善するとされておりますが、しばらく様子を見ても改善しないような場合は、医療機関を受診するのがよいとされております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） それでは、熱中症にならないための予防策として、どのような点に注意をする必要があるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 熱中症の予防方法といたしましては、暑さに負けない体力づくり、日常生活の中での暑さに対する工夫、特に注意が必要な状況や場所での暑さから体を守る行動の3つが要点とされております。1つ目につきましては、気温が上がり始める初夏から日常的に適度な運動を行い、適切な食事と十分な睡眠をとることがよいとされております。2つ目の生活の中での工夫につきましては、適度な空調で室内の温度を快適に保ったり、また衣服や保冷剤などを上手に利用することとされております。3つ目の暑さから体を守る行動につきましては、炎天下や空調設備の整っていない環境での作業などのときには、水筒など常に飲み物を持ち歩き、適度に水分を補給する。また、小まめに休憩をとり無理をしない。情報媒体で暑さ指数をチェックして、熱中症の危険度を気にかけることとされております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） それでは、公共施設においては、タペストリーを掲出し、注意喚起を行っているとのことですが、ほかにどのような対策を講じているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 市民センターや公民館など、公共施設では熱中症の予防や注意ポイント、応急処置など、熱中症対策に関する各種リーフレットを設置し、来館者の方などへの情報提供を充実させ、啓発の強化に努めております。また、郵便局、銀行などの金融機関、鉄道の駅など、多くの市民の方が利用する施設においても、公共施設と同様に注意喚起のタペストリーやリーフレットを配布し、掲出や設置に御協力をいただいているところであります。市民センターなど、市内の19の施設に製氷機を設置し、冷却のための水を備え、またそのことについて施設内に表示などで、必要なときにはいつでも利用ができるように、来館者の方への周知を行っております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 公共施設の利用者が熱中症を発症した場合の対処については、一部の施設に製氷機が置かれている。19の施設に製氷機が設置されているとのことでしたが、全ての施設に設置されているわけではないと思っています。そのほかの施設では、どのような取り組みがなされているのでしょうか。また、取り組みに対して課題があるならば、それはどのような点になるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 保健センターにおきましては、施設の入出口付近に輻射熱についてのパネルを展示し、また施設内にポスターを掲示し、注意喚起を図っております。また、5月末から6月にかけて啓発用のうちわを配布し、7月から9月までの期間においては健診などの事業においてリーフレットを配布しております。また、経口補水液が必要なときに利用できるよう、常備をいたしたところであります。そのほか各公共施設では、施設の利用者のみではなく、一般の方の暑さ対策による休憩の利用にも対応しているところであります。

課題といたしましては、全ての公共施設には看護師など専門職が配置されておりませんことから、簡易な対処となってしまうことだと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 市民を熱中症から守る取り組みとして、そのメインは注意喚起ということになります。ですが、独居の高齢者や高齢者世帯の方々に対しては、どのような取り組みがなされているのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 熱中症予防のリーフレット情報につきましては、市内の全ての介護事業所にメール送信をしております。その事業所を利用する高齢者にも、この熱中症予防に必要な情報が行き届くようにしております。また、独居の高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の方々には、一般的な注意喚起が十分届かないことも考えられますので、ほっと支援センター、あるいは見守りぼっくすに、この熱中症予防のリーフレットを高齢者の自宅訪問時に配布してもらいまして、熱中症予防に役立つ情報が提供されるようにしております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操や、サロン活動を行っているリーダーの方々、またそれらの活動に参加をしているの方々、さまざまな公共施設を利用し活動している市民団体の方々に対する熱中症予防の啓発、あるいは熱中症にかかった方に対する応急処置についての指導等はどのようになっているのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防リーダーや、あるいは元気ゆうゆう体操を指導する体操普及推進員、このの方々に対しましては、自主活動の運営における注意点といたしまして、日陰での活動ですとか、参加者に対する小まめな水分補給の促しというものが必要であるというふうに説明しております。また、必要に応じて活動内容を縮小したり、あるいは休止したりして、参加者が熱中症にならないように配慮することも促しております。さらに、体調が思わしくない参加者につきましては、お休みを進めることも指導者として必要であるというふうに説明しておりまして、参加者が熱中症にならないための対応について必要な情報を提供しております。

また、熱中症予防のリーフレットに基づきまして、熱中症の予防のための注意事項ですとか、あるいは熱中症が疑われる場合の対応方法などについて説明を行いまして、介護予防リーダー、あるいは体操普及推進員の方々が必要な知識を習得するとともに、参加者において熱中症が疑われる場合には、適正な対応がとれるようにしております。

また、その他のサロン活動につきましても、社会福祉協議会のほうが発行する機関紙におきまして、熱中症予防のポイントを記載しておりまして、注意喚起を行っているということでございます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 学校においてですが、授業中及びそれ以外の時間帯、例えば朝礼やクラブ活動中の熱中症対策について、どのような指導が行われているのでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校における熱中症対策についての指導状況についてですけれども、各種の熱中症に関する指針などを踏まえて、例えば朝礼やクラブ活動などにおいて、その日の天候状況や児童・生徒の健康状態や発達段階を踏まえ、内容や量、時間、場所などの変更や自粛など、柔軟に対応をしております。また、水分補給や休憩を励行したり、気象状況の経過を校内放送で連絡したりなど、児童・生徒への負担軽減や熱中症対策への意識啓発が図られるよう、適切に指導をしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 学校における冷房設備の設置状況について伺います。

○建築課長（中橋 健君） これまでに小中学校普通教室の冷房化、また中学校特別教室の冷房化を進めてまいりました。今年度も同様に、小学校の特別教室などの冷房化を実施しているところでございます。これらの事業に取り組んだことにより、児童・生徒が利用する教室は、現在ほぼ全て冷房設備が設置されている形となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

児童・生徒が利用する教室は、ほぼ全て冷房設備が設置されたということですが、その冷房を入れるに当たっての運用の基準、それからクーラーを稼働させる時間帯についての取り決め、稼働させる者の権限等はどのようなになっているのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 冷房を使用する際の運用方法や基準については特に定めておりません。それぞれ教室の環境や、児童・生徒の学年などが異なることから、さまざまな状況を配慮した上で、学校管理者の判断で使用されているところでございます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 学校のクラブ活動における熱中症予防の取り組みはどのようなになっているのでしょうか。特に屋外で行う活動と室内で行う活動について、その違いというものはあるのでしょうか。また、屋外や体育館で行うクラブ活動、プールにおける熱中症対策はどのように捉えているのでしょうか。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 学校のクラブ活動、あるいは部活動における熱中症予防の取り組みについてですけれども、熱中症事故防止には環境条件の配慮が重要であります。特に屋外と屋内での活動の違いにつきましては、一般的にその発生件数としては屋外での件数が多く、活動時間帯や活動時間、活動場所等への配慮はより必要であると考えております。ただし、熱中症防止に向けた観点といたしましては、屋外、屋内ともに共通であり、運動環境等の指針として有効な熱中症予防運動指針等を参考に、例えば気象庁の高温注意情報が発せられたときには運動を自粛したり、運動と内容や量、時間、場所等を変更したりしております。プールでの活動におきましても、水温や気温、日差しや日陰の状況、風通し、実施時間帯等、対象児童・生徒の学年や学習内容などを総合的に考慮し、実施の可否や実施時間の短縮、見学者の待機場所等を検討するとともに、実施に当たって水分補給や休憩の励行に努めております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、体育館や校庭はスポーツ団体の方々が広く利用されているというふうに思

いますが、こういった方々の活動については、熱中症に対してどのような対応がとられているのでしょうか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 体育館や校庭を利用するスポーツ団体への対応についてであります。基本的には使用責任者、利用団体の方で、非常に暑い場合には休憩回数をふやし、十分な水分補給をとること、また日陰などを利用し、休憩時間を確保するなどの熱中症対策をしていただいているところであります。

先日、幾つかの利用団体に確認しましたところ、以前から日常気温の高い場合には、使用責任者、利用団体が活動の実施、中止、中断の判断をするなどの対策を講じているとのことでありました。今後も引き続き体育施設の指定管理者と連携して、熱中症対策等、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

現時点においては、市内で熱中症により深刻な状態に陥った方というのはいらっしゃらないというふうに認識をしておりますが、今後、市としてはどのような点に注意を払いながら、毎年訪れるであろう酷暑に対し、取り組んでいこうとお考えでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 気象庁は9月3日に、6月から8月の夏の天候というものを発表しております。この発表では、東日本では平均気温がプラス1.7度で、やはり統計開始以降、最も高いというような発表もされております。また、7月23日には埼玉県の熊谷市のほうでは、41.1度を記録するような全国第1位というような記録もされております。この7月23日におきましては、青梅市のほうでも40.8度というふうな記録もされておまして、民間の情報でございますが、東大和市でも39度というような気温を記録しているという情報も得ております。

先ほど来の質疑の中でもお話をさしていただいておりますけれども、熱中症は環境や個人の体調によりまして誰もが発症する危険があります。こういったことで、正しい知識を持ち、適切に対処することでも予防が可能というふうなことでされております。市では、今後も熱中症に関する症状や予防、対策、応急処置のポイントなど、多様な情報を市報、市の公式ホームページなどでも、さまざまな媒体を活用いたしまして、情報提供、これが一番大事だというふうに考えております。また、関係機関との協力、連携を図りながら、特に注意を要します乳幼児、高齢者などへ、熱中症から身を守るための正しい知識を持っていただくこととともに、予防に対する実践をしていただくことが大変重要だというふうに考えております。特に安全・安心に生活していただけますよう、さらに情報提供の充実並びに工夫をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

御答弁いただいたように、最近猛暑日の日数更新ですとか、最高気温が観測史上第1位となったというような報道を耳にすることがふえました。これから季節は秋に向かうはずではあるのですが、まだまだ熱中症への警戒は必要であるというふうに認識をしています。さまざまお取り組みをいただいていることにつきましては高く評価をしながらも、今後も継続して市民の健康を守る取り組みとして、熱中症に対する注意喚起、またかかってしまった場合の対応策の啓発、特に危険度が高いと思われる高齢者、乳幼児の方々への見守り、そして学生が安心して勉強やクラブ活動を行うことのできる環境づくりに、御尽力をいただくことを期待したいと思っております。

それでは、3番目の質問に移ります。

まず、災害リスクについてであります。今回は季節柄、豪雨に関する災害についてお尋ねをしたいと思

ます。

昨今の異常気象により、日本各地でゲリラ豪雨と呼ばれる猛烈な、強烈なわか雨や台風の影響による異常なまでの降水量を伴った降雨が発生し、関連性があるのかはちょっと定かではないのですが、突風や竜巻、雷による被害も発生しております。

そこで、これらの現象により、発生し得る市民生活を脅かすおそれのある被害について、どのようなものがあると認識しているのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 市民生活を脅かすおそれのある被害といたしましては、台風や豪雨等の大雨では道路や住宅、車両の浸水、地下空間の水没、土砂崩れによる建物損壊などが考えられます。突風や竜巻では、昨日の台風でも強風により幾つか倒木による被害が発生しておりますけれども、その他、住宅などの建物の倒壊や破損、それから車の転倒など。それから、落雷では建物火災や電気器具類の破損などがあると認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 集中豪雨による冠水対策については、過去に多くの議員が一般質問で取り上げており、私も伺ったことはありますが、今回その冠水以外の点について、まず河川の氾濫についてであります。一昨年8月の台風により奈良橋川が氾濫をしたわけですが、そのときの被害状況、その後の市の対策がどのようにとられたのか教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 一昨年8月22日の台風9号、これが接近した際の奈良橋川の溢水氾濫による被害状況と、その後の市の対策についてでございますけれども、奈良橋川の蔵敷の村山橋と、それから奈良橋の日月橋、こちらで溢水氾濫がされました。近隣地域において冠水、浸水被害が発生したところでございます。

対策につきましては、河川を管理する東京都北多摩北部建設事務所に、その対応についてを連絡をし、その後、近隣住民からの土のうの要請や現場確認等に努めたところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今回、市内の浸水予想区域を地図に落とししたハザードマップが配布されましたが、これらが作成された経緯について教えてください。また、このマップが作成されるに当たり、浸水の危険に関し、市民の声や認識はどの程度反映されたのか、それもあわせて御説明をお願いいたします。

○総務部長（阿部晴彦君） ハザードマップの作成の経緯でございますが、これまでは、現在東京都が進めております土砂災害警戒区域等の指定に向けた作業に伴い、指定があった場合にはハザードマップの作成が必要となるという認識のもとで、地域の防災計画の改定などとあわせて作成する方向で進めてきておりました。しかし、昨今、台風や大雨などによる全国的な被害の状況を鑑みまして、東大和市におきましても、また浸水等の被害がたびたび発生しております。そのような状況から、現時点で市民の皆様に提供できる資料として、東京都が作成したデータをもとに、他市と同様のデータでございますが、ここで8月に東大和市版のハザードマップを作成したという経緯でございます。東京都のデータに基づいてマップを作成いたしておりますので、この場面では特に市民の声や認識というものが反映されているものではございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） このハザードマップですが、これはどのように活用していこうというお考えなのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） ハザードマップは、現在予想される被害の範囲、あるいは危険度を地図上に表現し

た危険度マップでございます。市民の皆様が、それぞれ防災対策、あるいは早期の避難など、考えておく必要が日ごろからございますけれども、そういう際に御自身の住む地域、場所はどのような浸水のリスクが潜んでいるのかなどを事前に把握していただくことも重要だと考えております。マップは、その一助となると考えております。活用につきましては、市民の皆様方の防災意識の高揚などにつながるように、市としてはマップの周知等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その一方で、過去、2012年の8月に市内を8つの地域に分けて、それぞれの防災区域と防災環境を地図に落とし込んだ防災地区カルテというものが出来ております。これは主に地震による被害を想定して、地域危険度や防災上の課題を記載したものというふうに記憶をしておりますが、この防災地区カルテの活用状況はどのようになっているのでしょうか。また、今回つくられたハザードマップとあわせて、これをどのように役立てていこうとお考えなのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災地区カルテにつきましては、今御説明いただいたとおり、地震による災害を想定して地域危険度や防災上の課題を記載しているものでございます。これも自分の住む場所の災害リスクを事前に把握することで、防災対策を考えてもらうためのツールとしてございますので、現状では防災安全課の窓口での配布や、市のホームページに掲載をし、周知に努めてるところでございます。また、地域における防災の講話ですとか、自主防災組織の訓練などで活用することもしておりますので、今回作成したハザードマップにつきましても、同様な対応で努めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市には、空堀川、奈良橋川、前川と3つの河川がありますが、ハザードマップによるとその浸水のリスクが非常に高いように見受けられますが、これらの河川が氾濫する可能性について、どのように認識し、現在どのような対策を講じているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 先ほど御説明いたしました奈良橋川が溢水氾濫した台風9号のときは、総雨量が205ミリで、時間最大雨量が76ミリと、そういう状況でございましたので、それぞれの川の氾濫の状況については確認はとれてございませんが、その台風9号のときの状況を考えますと、その近い状況で氾濫する可能性があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁の中で、その台風による奈良橋川の溢水については、蔵敷と奈良橋の2カ所で溢水をしたという御答弁をいただきました。この蔵敷2丁目のこの地区と、奈良橋3丁目の日月橋ですか、この地区では川幅が非常に狭くなっているというふうに認識をしております。この川幅の拡幅工事の必要性があるというふうに思うのですが、現状、市の認識はどのようになっているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 奈良橋川につきましては、東京都の管理の河川でございまして、現在、東京都によりまして最下流の高木橋から高木3丁目の宮前二の橋の上流部分までの拡幅工事が進められてございます。現況の河川の幅ですね、大体7メートルから8メートル程度の河川でございまして、この幅を15メートルにする計画となつてございまして、1時間当たり30ミリ程度の対応であるのを50ミリ対応とするものでございます。その上流側につきましても、計画が進められてございまして、今後、奈良橋川につきましては、東京都におきまして下流側から順次拡幅整備が進められていくものと認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

川の拡幅工事、護岸整備といった事業は川下から進められていくものであると認識しておりますが、東京都との協議がどの程度なされているのか、またどういう状況になっているのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都との協議につきましては、土木課職員、また環境課、下水道課等の職員が随時行っているような状況でございます。その状況につきましてでございますが、空堀川、奈良橋川の整備につきましては、市の雨水排水管が接続されておりますことや、途中に市道が横断している箇所は橋がございます。その橋の関係や、占用物件の下水道管などの処理がございます。また、旧川の整備の調整などがございます。市とのかかわりはさまざまあるような状況でございます、適宜、協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今回のハザードマップの中に、土砂災害に対して警戒が必要な地域が急傾斜地崩壊危険箇所という形で示されましたが、土砂災害に対する備えは現在どのようになされており、現時点の課題というのとはどのようなところにあると認識しているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、傾斜度30度以上、崖高5メートル以上の急斜面で、崩壊した場合に人家等に被害を生じるおそれがある箇所をいいます。当市では、現在8カ所が公表されておりますが、平成13年に土砂災害防止法というのが新たに施行されて、この急傾斜地につきましては改めて基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定として公表が進められるところでございます。当市では、昨年からことしにかけて、東京都による基礎調査が実施されておりまして、この8月に土砂災害警戒区域指定等の指定に向けた調査結果が公表されたところでございます。今後、東京都が土砂災害警戒区域等を指定した場合につきましては、その後、市の地域防災計画において警戒避難体制に関する事項などを定めるほか、改めてハザードマップの作成が必要となりますので、このあたりが今後の課題であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果が、今回公表されたわけですが、そこから読み取れる東大和市の状況というのとはどのようなもののでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今回、東大和市とともに、武蔵村山市、台東区、豊島区の4自治体の基礎調査結果が公表されました。このうち、市部のほうの東大和市が55カ所で、武蔵村山市さんが125カ所と、それだけで見ると武蔵村山市の半分程度でございますけれども、既に指定された自治体の指定箇所を見る限りにおきましては、北多摩地域の自治体の中では比較的指定箇所が多いというふうに認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そういった災害の発生リスクが高まったときに、迅速に避難所の開設をしていただくことは非常に重要でありますし、先日の雨のときも迅速な対応をとっていただいたことは評価できるものだと思います。この避難所は、どのような条件になった場合に開設をするといった基準というものはあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在、東大和市避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのを策定しております。これに基づきまして、空堀川、奈良橋川、前川、それぞれの注意、警戒、危険水位というのを定めてございます。これらの水位状況、これや、それから気象情報など、総合的に判断をして避難所の開設のほうを決定して

るところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 先般の台風の際には、奈良橋市民センターと狭山公民館が避難所として開設をされましたが、市民に対する周知はどのように行われたのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市のホームページ、ツイッター、フェイスブックのほか防災行政無線、安全安心メール、それから青色回転灯パトロールカー等、消防団の広報車による広報を実施して周知に努めたところがございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 市長答弁の中で、防災無線の効果と課題について触れられていたと思いますが、実際にどのような状況であると認識しているのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 台風や大雨等の場合は、雨音や暴風雨などによりまして音声がかき消されることが多いということは認識しておりますし、また皆さん、しっかり戸締まりをされますので、防災行政無線は聞き取ることが難しいというふうには認識してるところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 市民から防災無線について、音が割れて、聞こえてはいるが何を言ってるかわからないという声が上がっているようですが、防災無線の内容が聞き取れなかった場合、市民はどのように対処すればいいのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合の対応といたしまして、現在、電話の自動音声応答サービスとして、放送内容が確認できるサービスを実施してございます。ちなみに、電話番号は「563-2411」ですけれども、ほかの伝達手段とあわせて、この番号の周知に今後さらに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

防災に関しては、昨今の異常気象による天候の変動によって、意識を高めていかなければならない域にあると思います。その中で、今回、ハザードマップがつくられたことは高く評価したいと思いますが、そこにはまだ改善の余地があるような感じもいたします。これをつくったから終わりとするのではなく、改善を重ね、市民に広く納得され、活用されるものにつくり上げていくと同時に、マップ上に記載されたリスクが解消されていくように、継続して取り組んでいただくことをお願いいたします。防災無線についても、改善すべきはきちっと改善し、市民に知らせるべきはしっかりとわかりやすく通知をしていただくことを要望して、3つ目の質問を終わりにいたします。

歩道の整備についてであります。

歩道のバリアフリー化は、東京都福祉のまちづくり条例に基づいて、全ての方に安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能を提供していくことを目的として進められていると思いますが、その目的についてももう少し具体的に説明をお願いいたします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 基本的な考えといたしまして、全ての人に安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能を提供すること、またこれを実践することが福祉のまちづくりとしての道路整備であると認識してございます。具体的には、道路空間におきまして、高齢者の方や障害者の方を含む全ての人の歩行者の通行動線

が連続的に確保され、その上で通行動線の各所におきまして安全性が考慮され、さらに通行上の快適性についても配慮されることであると認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 歩道のバリアフリー化が実施されるための条件はどのようなものでしょうか。市長答弁にありました旧基準と現在適用される基準の違いも踏まえ、再度、御説明をお願いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路の幅員や構造の整備基準につきましては、以前は国の政令でございます道路構造令と東京都の道路工事設計基準のみとなっておりました。これらの基準につきましては、現行基準と比べまして、現在より歩道幅員が狭くなっていたり、車道より歩道が15センチから20センチ高いマウンドアップ形式が標準でございます、市内では旧基準に基づき整備された道路が多くございます。また、歩道のバリアフリー化整備に関する明確な基準もございませんでした。

現在では、先ほどの基準に加えまして、東京都福祉のまちづくり条例が制定され、市の条例でございます東大和市道路の移動等円滑化の基準に関する条例を制定したことによりまして、歩道面を車道面より高く、かつ歩車道境のブロックの高さより低くする構造であるセミフラット形式が標準となるとともに、歩道の有効幅員の確保や歩道と車道との段差を少なくすること、また歩道の平坦性など、バリアフリー化することが整備基準に加わったものでございます。このようなことから、当市の道路状況を考えますと、東京都福祉のまちづくり条例等に合致していない歩道の中で、歩道の有効幅員の確保が可能な都市計画道路や高幅員の幹線道路が対象になると認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 歩道のバリアフリー化が必要とされる地域について、どのように認識をしているのでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） 歩道のバリアフリー化についてでございますけれども、全ての方に安全で使いやすい歩行者空間を提供していくため、歩道のバリアフリー化可能な道路につきましては、全てバリアフリー化していくことが必要であると認識してるところでございます。しかしながら、全てをバリアフリー化するには費用と期間がかなりかかります。このため都営団地や古くに開発された分譲地など、高齢者が多い地域や児童の通学路などで歩道のある道路や歩道通行者の多い動線上にある道路について、バリアフリー化を優先すべきであると考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの質問と若干重複する部分あるかもしれませんが、歩道のバリアフリー化というのは、どのような状態になっていることを指しているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 誰もが安全で安心して利用できる道路空間を目指し、歩車道の分離、段差が小さいこと、路面の平坦性、有効幅員の確保などのバリアフリー化がされていることであるとと考えてございます。そのような整備によりまして、高齢者や障害者の方を含む全ての人の歩行や車椅子による移動が安全で快適であると認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在のそのバリアフリー化の状況と、今後の進め方に対する市の考え方について教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内におきましては、歩道のある市道が1,246路線中76路線でございます。その割

合は6.1%でございます。その76路線、総延長38.6キロでございますが、その歩道のある中でバリアフリー化された路線は12路線で、延長は4.5キロ、歩道のある市道の総延長に対する割合は11.6%となっております。セミフラット形式ではございませんが、歩行者の通行動線上における歩道と車道との段差や勾配がほぼ規定どおりに施行されております、いわゆる半バリアフリー化された路線が10路線で、延長は6.4キロ、同様の割合が16.5%で、バリアフリー化と半バリアフリー化となっている路線の割合は28.1%、およそ3割となっております。また、脇からとの道路と交差する歩道巻き込み部を改良する工事につきましては、平成8年度から歩道幅員2メートル以上の歩道を対象に、東京都福祉のまちづくり条例等に基づく整備を毎年実施しております、その改良の箇所数は平成30年度の現在まで205カ所を実施し、歩道巻き込み部のバリアフリー化に努めてございます。

今後の進め方についてでございますが、市長の答弁のとおり歩道の整備が必要な路線につきましては、車道の劣化状況や街路樹がございましたら街路樹の状況など、総合的に検討した中で優先的に整備する路線を選定し、歩道のバリアフリー化を含めた道路全体の改良を行っていく必要があると考えてございます。有効幅員が不足している歩道については、歩道の拡幅を進めていく必要があると考えてございます。あわせて路線としての整備がすぐに対応できない箇所につきましては、歩道巻き込み部の歩道改良工事を引き続き進めていく考えでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 歩道のバリアフリー化は、歩道と車道の段差を解消するだけではなく、劣化によって傷んだり、削られたりすることで、歩道に凹凸が生じた場合の対応も含まれると思います。このような対処に関して、市はどのように取り組んでいるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 過去に整備してきました都市計画道路などの高幅員の道路の歩道におきましては、経年劣化による舗装の傷みがひどくなっている箇所がございます。現在この歩道舗装の修繕工事を路線単位で計画しているところでございます。早急に修繕しなければならない箇所につきましては、部分的な補修を行って対応しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 歩道のバリアフリー化は、市民が住みやすいまちづくりの一環として非常に重要なものであると考えますが、現状を踏まえた中での中・長期的ビジョンをお聞かせください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在、担当課として考えてございますのは、有効幅員が2メートル確保されてなく、今後、車道側を狭めて歩道を拡幅できる路線としまして、旧基準の道路構造で整備してきました都市計画道路や高幅員の幹線道路を対象に、歩道のバリアフリー化を進めていきたいと考えてございます。長期的には、幹線道路の歩行空間を連続的に確保し、ネットワークとしての歩道のバリアフリー化を目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

歩道の拡幅についてであります。先ほどの御答弁の中でも民有地側への歩道の拡幅は、用地買収を伴うものであり実施は困難との御答弁でした。確かにそのとおりではあるのですが、車道側を狭めるにしても限度があるように思えるわけでもあります。歩道を拡幅するための基準というものがあれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 歩道拡幅後の車道が、東大和市道路の構造の技術的基準に関する条例に適合する

道路であることが条件となります。この条例に適合する道路としましては、都市計画道路や高幅員の幹線道路でございます。具体的には車道の車線が道路の等級によりまして、幅員が2.75または3メートル、3.25メートルが確保され、なおかつ路肩として0.5メートル確保できることが定められており、この条例に適合しないと車道側への歩道拡幅はできないということになります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市道に関しては、第三小学校前の市道1号線、用水北通りの一部について完了、現在、富士見通りの歩道を拡幅し整備を実施中との御答弁でしたが、今後拡幅を進めていく必要がある路線の中で優先順位の高いものとしてはどこがあるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 対象となる路線としまして2つございます。道路幅員、16メートルの都市計画道路で歩道幅員が2.5メートルの旧基準で整備された路線と、もう1つは都市計画道路以外の高幅員の道路と2つになります。

まず都市計画道路でございますが、市道第2号線、桜街道の東大和市駅前から桜が丘市民広場前まで、これ北側の歩道が2メートルとなっておりますので、これは都市計画事業で3.5メートルにするというような計画にもなっております。また、市道第3号線のけやき通り、また市道第5号線のハミングロードの中央通りから北、それから市道第13号線、ゆりのき通り、この3つの路線につきましては歩道幅員が2.5メートルでございますので、3.5メートルにしなければならないということで考えてございます。

また、都市計画道路以外の高幅員の道路でございますが、市道第1号線、用水北通りの東大和市駅前からけやき通りまで、こちらは歩道幅員が1.5メートルですが、2メートルにできるのではないかとということで検討しております。また、市道第12号線、武蔵村山市境の南北道路でございますが、こちらも歩道幅員2.5メートルで、3.5メートルにできるのではないかと考えてございます。

これらの路線につきまして、今後、高齢者が多い地域、通学路、歩道通行者の多い動線上にある道路などを考慮し、優先順位を検討していく予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市道については、わかりました。

市内を走る都道については、青梅街道、新青梅街道、芋窪街道、志木街道の4路線であると認識しておりますが、都道の歩道拡幅状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 青梅街道につきましては、平成27年度から南街4丁目の交差点から北に向かって計画的に歩道拡幅整備、歩道を1.5から2メートルの整備が実施されてございます。また、新青梅街道の狭山・清水地区の歩道が狭い区間におきましては、東京都におけます都市計画道路の第四次事業化計画におきまして、都施行の優先整備路線に位置づけられているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 青梅街道の奈良橋交差点から庚申塚にかけては通学路にもなっており、またバス通りでもあります。特に奈良橋バス停の付近では、バスを待つ人が多くいるときに、小学生が車道を歩かなければならないという状況にもなっており、危険回避のためにも歩道の拡幅が求められるところではありますが、市の認識はいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当該場所につきましては、歩道が1.5メートルと狭く、バス停等の利用者待ちや

歩道通行者のすれ違い、またU字溝が全線にわたってあるなど、歩道がバリアフリー化されてなく、通行しにくくなっていることは承知してございます。このような現状から、東京都福祉のまちづくり条例等に基づきました歩道の整備が必要であると認識してございまして、東京都に対しまして整備を進めていただくよう働きかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 青梅街道の歩道の拡幅に関しまして、東京都と話が進められているものがあれば、お示しいただければと思います。また、今後拡幅を進めていただくに当たっての課題というのは、どのようなところにあるとお考えでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 青梅街道につきましては、東京都施行の工事でございますが、先ほど申し上げました南街4丁目から工事が進められておりますが、平成30年度につきましては東大和病院前から中央通りまでのおよそ200メートルの区間を、歩道を拡幅して整備を実施中でございます。この工事が終了後、引き続き中央通りの北側から新青梅街道までの区間につきまして、同様の整備を予定していると聞いてございます。また、その先、奈良橋までの整備は検討中であると聞いてございます。拡幅を進めるに当たっての課題ということでございますが、都道の整備ではございますが、雨水排水の処理方法や市道の取り付けの整備など、東京都連絡を密にし、協議を進めていく必要があると考えてございます。また、東京都につきましては、周辺住民の方への周知をしっかりと行っていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思いますが、少しでも早く青梅街道における歩道の拡幅を進めてもらうために、今後どのように取り組んでいこうとお考えでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都の施行でございますが、施行延長がかなりございます。また、そのため工事費用も多くなりますことから、一朝一夕にはできないというふうに考えてございます。東京都が着実に、かつ計画的に整備を実施するよう、市としまして要請するとともに、東京都担当課と連絡を密にとり、情報を得ながら市や地元住民にかかわるものにつきまして、協議や調整を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

歩道のバリアフリー化は、市民、特に高齢の方が安心してまちを歩けるようにするためには欠かせない取り組みだと思います。歩道の基準の問題、予算の問題等々、さまざまな課題があると思いますが、少しずつでも取り組みを進めていただくようお願いをいたします。

また、歩道の拡幅につきましては、特に青梅街道の沿線について、通学路となっているところに関する要望が多く寄せられていると思います。東京都との話し合いの中で、子供を交通事故から守る取り組みとして、拡幅事業を進めていただくことを強く要望して、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（押本 修君） 次に、9番、和地仁美議員を指名いたします。

[9番 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） 議席番号9番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は3つのテーマについて取り上げさせていただきます。

1つ目は、東大和市市制50周年記念事業についてです。

ことしの3月29日に市長決裁を受け、4月には東大和市市制50周年記念事業実施方針が発表されました。東大和市は、1954年、昭和29年に大和村から大和町に、その後、1970年、昭和45年10月1日に、旧多摩郡大和町から市制施行により東大和市となり、2年後の2020年には東大和市が誕生してから50年の節目を迎えます。さきに述べたように、市では市制50周年にさまざまな記念事業を実施することとし、その実施方針を策定しましたが、現在の東大和市を取り巻く状況を鑑み、この50周年記念事業を市の課題解決、目標の実現へのステップにすべきだと考え、今回はこのテーマを取り上げさせていただきました。

そこで、以下、お尋ねします。

過去の市制周年記念事業の実施状況について。

②予定している市制50周年記念事業について。

ア、実施を決定した経緯について。

イ、今回のすなわち50周年記念事業の実施について。

ア、実施の目的は。

イ、期待する効果は。

そして、cとして実施に当たっての課題とその対応策についてお聞かせください。

2つ目のテーマは、市の子ども子育て施策についてです。

東大和市では、尾崎市長を先頭に、日本一子育てしやすいまちを目指し、さまざまな施策に取り組んできました。そのかいもあり、昨年は日本経済新聞社と日経BP社の共働き子育て家庭向け情報サイト、日経DUALが実施した子育て支援制度に関する調査において、共働き子育てしやすい街の総合3位となるなど、外部からの評価も得られるところまでに目標に近づいてきました。

一方で、子育てしやすいまちには行政サービスの充実だけで実現するものではなく、市民全員でつくり上げるものだと思います。日本一子育てしやすいまちを目指して数年が経過した今、そろそろその方針などを市民全員の共通のものとする憲章などの制定という次のステップに取り組むべきだと思い、以下、お尋ねします。

子ども子育て応援宣言（憲章）のような市の子ども・子育て施策のビジョンの明示について。

ア、他自治体の状況について。

イ、見込まれる効果について。

そして、ウとして今後の方向性についてお聞かせください。

3つ目のテーマは、持続可能な自治体経営についてです。

現在、東大和市では平成29年度から5カ年を計画期間とする第5次行政改革大綱をもとに、効果的、効率的な行政運営に努め、行政改革を推し進めているところと理解しております。そのような中、前回の市議会定例会では、公共施設の包括施設管理業務委託の導入に向けての債務負担行為が補正予算で提出され、また今定例

会でも徴税業務などの一部業務委託化の検討についての債務負担行為が補正予算で提出されました。

恐らくこれは第5次行政改革大綱の中の4、持続可能な自治体経営のための行財政運営の(1)民間活力導入の推進の23、窓口業務の一部委託化を受けての取り組みだと推察しますが、その全体像が示されないままでの個別的な取り組みの提案には違和感があります。また、これらの取り組みはさきに述べた項目だけではなく、第5次行政改革大綱の中の3、効果的・効率的な組織の整備と人材育成の(1)組織の整備にある12、組織・事務分掌の見直しもあわせて考えるべき取り組みだとも思います。

そこで、これらの取り組みの全体像、そしてそれらを進めた後の青写真などを知りたく、今回はこのテーマを取り上げさせていただきます。

①現在の課題について。

②現在の取り組みと今後の方向について。

そして、③として今後の進め方についてお考えをお聞かせください。

失礼しました。

一番最初の市制50周年記念事業について、一部訂正させていただきます。

東大和市の市制に至るまでの変遷について、昭和45年には「旧多摩郡大和町」というふうに発言しましたが、正しくは「旧北多摩郡」ですので、こちらで訂正させていただきます。

以上、この場での質問は、ここまでで終了させていただきます。再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[9 番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、過去の市制周年記念事業の実施状況についてであります。市制10周年、20周年、30周年及び40周年で記念事業を行いました。例えば前回行った市制40周年時につきましては、記念式典及び既存事業に市制40周年記念事業の冠づけを行う事業などを行いました。

次に、市制50周年記念事業の実施を決定した経緯についてであります。昭和45年10月1日に旧北多摩郡大和町が市制を施行して東大和市が誕生し、平成32年10月1日には市制50周年を迎えます。この節目の年を迎えるに当たり、市民の皆様との協働により、機運を盛り上げるために実施を決定したものであります。平成30年3月には市制50周年記念事業実施方針を策定し、記念事業を実施する上で市民の皆様と共通理解を図りながら取り組みを進めることとしております。

次に、実施の目的についてであります。市民の皆様とともに市の半世紀の歩みや軌跡を振り返り、市の歴史や先人たちの業績、さらには市の魅力の再確認、再発見をすること、そして市の将来を展望し、さらなる飛躍や発展に向けた新たな半世紀の出発点とすることを目的と考えております。

次に、期待する効果についてであります。市民の皆様への誇りと愛着心を深め、市の歩みや魅力、特徴を再確認し、次世代へ継承することとともに、子供たちの夢や希望を育み、あすにつながるまちづくりの契機となることを期待しております。

次に、実施に当たっての課題とその対応策についてであります。記念事業の実施に際し、東大和市らしさや市の財政状況等を考慮して事業を実施していくことが課題であると認識しております。そのために、今後、庁内の検討組織において実施計画を策定する予定であります。経費や効果などを踏まえた検討をしまいたいと考えております。

次に、子ども子育て応援宣言や憲章に関する他の自治体の状況についてであります。多摩26市における制定等の状況につきましては、宣言を2市で行い、憲章を2市で制定しております。

次に、見込まれる効果についてであります。宣言を行う、または憲章を制定することによりまして、子供と大人が相互に尊重し合うこと、子供の豊かな感性や自己肯定感を育むこと及び地域社会の一員、次世代の担い手として育成していくこと等の子供と大人の共通した目標を示すことができるものと考えております。また、市民の皆様の共感と行動意欲の醸成が図られるとともに、市の内外に問わず、当市がこれまで取り組んでまいりました日本一子育てしやすいまちづくりの一つの象徴として、広くアピールしていけるものと考えております。

次に、今後の方向性についてであります。市制50周年を迎える2020年に次の50年間を展望した東大和らしいまちづくりを進めていく際の方向性の一つとして、子ども・子育て施策のビジョンを宣言、また憲章という形で発信することにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な自治体経営についてであります。市では平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間としました第5次行政改革大綱を策定し、その改革課題の一つとしまして、持続可能な自治体経営のための行財政運営を掲げ、民間活力導入の推進、行政評価制度の推進、歳入の確保、歳出の縮減、強固で弾力的な財政基盤の確立に取り組んでいるところであります。課題としましては、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、行政改革について不断の取り組みが必要なことであると考えております。

次に、現在の取り組みと今後の方向性についてであります。現在の取り組みにつきましては、5年間の具体的な取り組み目標を定めた行政改革大綱推進計画に基づき取り組んでいるところであります。今後の方向性につきましては、行政改革大綱推進計画に掲げる持続可能な自治体経営のための行財政運営の取り組みについて、着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、今後の進め方についてであります。持続可能な自治体経営のための行財政運営を実現するため、例えば民間活力導入の推進としまして、指定管理者制度の導入や窓口業務等の一部委託等の検討を行ってまいります。また、歳入の確保としましては、市税等の収納率の向上等を図ってまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○9番(和地仁美君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、東大和市市制50周年記念事業についてです。

市長答弁では、10周年、20周年、30周年、40周年と10年ごとに記念事業を実施しているとのことでしたが、各年に実施した事業の事業方針、事業の目的というような形で実施した主な事業、そしてその各周年事業にかかった費用合計などがわかりましたら、その概要を教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) まず各事業の実施方針でございますが、各周年事業ともに節目の年を迎えるに当たり、その節目の年までの市を振り返り、記念となるような事業を行うことを目的としております。

続きまして、実施いたしました主な事業でございますが、10周年記念については、市の10年の歩みを収録した冊子の発行、市の10年の歩みをパネル写真にした展示、東大和市民憲章の制定などを行いました。

続きまして、市制20周年記念には、ふれあいイベント20、記念誌の発行、NHKとのイベント連携、夏季巡回ラジオ体操の実施、東大和市高齢者憲章の制定、東大和市平和都市宣言及び東大和市交通安全都市宣言の宣

言等を行いました。

次に、市制30周年記念には、記念式典、多摩都市モノレール記念乗車券の発行、既存事業で市制30周年記念事業の冠づけを行う事業及び男女共同参画都市宣言を行いました。

次に、市制40周年記念には、記念式典及び既存事業で市制40周年記念事業の冠をつける事業を行いました。

最後に、各周年事業にかかった経費の合計についてであります。各周年ともに事業別予算として計上しているため、周年事業全体として取りまとめる資料は見つけれませんでした。

わかる範囲で申し上げますと、個別の事業として確認いたしましたところ、市制10周年及び20周年記念事業におきましては、各事業の内訳が細かく分かれていなかったために不明でございます。市制30周年記念事業につきましては、記念式典及び多摩都市モノレール記念乗車券の発行で約290万円であり、市制40周年記念事業につきましては、記念式典の費用といたしまして約110万円であります。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 毎年毎年、通常に行われているいろいろな行政の事務、事業があると思うんですけども、そこに10年区切りごとに周年事業というのをやるということは、通常のものに、上にちょっとプラスで上乗せして既存事業を膨らましたり、その年だけやる、特別なものをやるというような形をイメージしていたので、その周年に関する、記念に関するかかった費用とか予算とか、それだけ把握されているのかなというふうに思いましたが、今の御答弁ですと把握ができるような資料がないということでしたので。その結果を受けて、御答弁いただけるかわかりませんが、各周年事業にかける予算をどういうふうに決めているのか。今回の50周年記念事業では、その事業にかける予算をどういうふうに決めていくのかということについて、教えていただきたいと思います。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 市制40周年記念事業の例でいいますと、冠事業におきましては通常の予算の範囲内で事業を行ってまいりました。また、記念式典におきましては、他の事業と同様に当初予算について決定してまいりました。

次に、市制50周年記念に実施する事業におきましては、まず予算も考慮に入れた実施計画を策定する予定でございます。その後、必要に応じて、予算策定時において調整等を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○9番(和地仁美君) 一番直近の40周年については、では既存の事業には40周年だから少し色をつけてとか、豪華にするという部分の予算づけはしていなくて、40周年記念大会とかって名前だけをつけて実施されていたという状況なのかな。プラス、40周年の記念式典だけが、特別な事業として予算計上された。それが110万円でしたか——という形だったのかなというふうに理解しました。

先ほど一番最初の御答弁で、特にその節目、節目で、10周年だったらこれを目標にやろうとかいうような目標みたいなものが、ちょっとよくわからなかったんですが、特別なことを10年置きにやってるわけですから、そのやったことに対しての振り返りというものを行ってらっしゃるのかなと。10周年記念のときには、こういう目的に対して効果があったねと、こんなところ反省するねというような形で事業を振り返って、それを踏まえて次の節目のときの記念事業に反映するというような取り組みはされているのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 例えば市制40周年における記念事業におきましては、記念式典及び既存事業で市制40周年記念事業の冠づけを行う事業を行いました。この2つの事業につきましては、市を中心として行った事業でまいりました。このため市制50周年におきましては、より多くの市民、企業、団体、市等の関係者

の力をかりながら、50周年記念事業を展開することで、シビックプライドの醸成を図るとともに、市全体が市制50周年を祝うことができるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁ですと、じゃ市制40周年記念事業については、行政側というか、市側が中心でやったというところにとどまったというような反省点を受けて、今回の50周年についてはより多くの方に関係していただき、一緒に記念事業ができるようにというような振り返りを行ったという理解でよろしいですか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 市制50周年事業におきましては、市民の方はもちろん、市制40周年記念事業に御参加することができなかった企業、団体等の方にも御参加いただいて、市全体でより多くの方に市制50周年を祝うことができるような方針としております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 了解しました。

壇上でも触れさせていただきましたが、実施方針のような形で進め方とか目的などが示されてるところですけども、この50周年記念事業実施方針では、事業方針という形で、方針というふうに題目はなってますが、いわゆる事業の目的というものが設定されているように思います。例えばほかの周年事業では、そのような目的というものは本当に設定されていなかったのかなというふうに思うんですが、そういう設定している目的がなかったから振り返りをしていないのか、設定されていたけれども、振り返りということは、検証については行っていなかったのか、再度教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 市制40周年の例でいいますと、既存事業に記念事業の冠づけを行った事業が主であったため、記念事業全体としての目標は設定してなかったと思われま。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 要するに40周年、まあ30周年、20周年、10周年はちょっと古くて資料がなかったのかもしれませんが、10年前の40周年のときは、40周年だねというだけで、その事業をやることに対して目的や目標はなくやったということのようです。

これから50周年記念事業につけて、さまざま進められていくとは思いますが、50周年記念事業については実施方針が示されておりますので、40周年のときのようなことはないと思います。その中で、50周年記念事業方針の事業構成というところで、どんなような事業を想定されているのかということが示されているんですが、まず連携事業というものが示されてまして、連携事業では市制50周年記念事業の趣旨に賛同して取り組む事業、それから既存事業で市制50周年記念事業の冠づけを行う事業というふうに示されているんですが、具体的にはこの連携事業というのはどういうイメージなのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 市制50周年記念事業の趣旨に賛同し、取り組む事業の具体的なイメージでございますが、地域や市民団体、市と協定を締結してる企業等が、市制50周年記念事業の趣旨に賛同した場合に、連携して行う事業を想定しております。例えば包括連携協定を締結しているセブン&アイ、郵便局、関東学院大学などの企業や大学、そして地域や市民団体等の方と連携し、事業を行うことを想定しております。

次に、既存事業で市制50周年記念事業の冠づけを行う事業の具体的なイメージは、市民、企業、団体、市等の関係者などが自主的に企画し、実施する既存の事業で、記念事業の趣旨に合うものに冠の使用許可や、その事業に対する広報など、市が支援等を行うことを想定しております。例えば商店街のイベント、自治会等のイベント、地域の祭り等の伝統行事などがあると思われま。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 連携事業という題目ですので、市とどこかが連携して行う事業っていうことの意味を少し理解しました。

もう一つ示されているのが特別事業ですけども、特別事業というのは恐らく市が主体として実施することになるのかなと思いますが、そちらについても今の時点でイメージできているものがあれば教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 特別事業におきましては、3つの事業を想定しております。

まず市制50周年の記念となるような事業の具体的なイメージとして、市が市民の皆様の記念になるような事業をその年限りで行うものを想定しております。例えばテレビ、ラジオ等のメディアの誘致などを想定しております。

続きまして、市制50周年を契機に取り組む事業の具体的なイメージは、市制50周年を契機に引き続き市が行っていく事業を想定しております。例えば憲章や宣言などを想定しております。

最後に、記念事業で市制50周年記念事業の冠づけを行う事業の具体的なイメージは、実施している既存事業に市制50周年の冠をつけ、実施する事業を想定しております。例えばうまかんべえ〜祭や、ふれあい市民運動会などの今現在行われている既存事業に冠をつけて実施することを想定しております。

以上です。

○9番(和地仁美君) 了解しました。

市民の皆様の記念になる事業を、例えばテレビやラジオのメディアを呼ぶというのが、市民の皆様の記念になるのかなというのはちょっと首をかきあげるところですが、NHKのど自慢などを呼ぶようなイメージなんでしょうか。ちょっとわかりませんが。

また、記念式典を開催するということが明記されてたと思います。40周年には、もう開催されていたようですけども、50周年についてはどのようなイメージを持たれているのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 記念式典の開催場所や記念式典の内容については、まだ決まっておりません。過去の例でいいますと、市制40周年記念式典の会場につきましては、ハミングホールを会場としておりました。また、記念式典の内容につきましては、主な内容として市政功労者表彰、市制施行40周年記念特別表彰、そしてアトラクションとして、東大和市第一中学校の吹奏楽部の演奏を行いました。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) まだ、詳細のところは、これから検討委員会的なところで詰めていくのかなと思いますが、いろいろな内容を決めていくに当たっても、例えば10万円でできることを企画していただきたいと言われるのと、予算100万円規模のものを企画していただきたいと言われるのでは、検討する内容が変わってくると思うんですね。できる、できないというところについても、50周年記念事業についても、どんなことを取り組むのかというような方針って、これから検討を進めますということは示されたんですが、予算規模が示されない中でどうやって検討していくのかなというのが個人的に非常に不思議でして、50周年記念事業については大体どれぐらいの予算規模で、お祝いというか、特別なことをされるのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 市制50周年記念の実施事業につきましては、現在、予算も含めて調査中でございます。そのため、予算規模についても未定でございます。

以上です。

○9番(和地仁美君) 予算がない中で、いろんな物事を決めていくというのは、とっても難しいことだなと思

います。どうやって進めていくのか、私はよく……例えば一生懸命決めたのに、予算がないからこれやめようって言って、また一からできることを考えようというやり方になるのがいいのかどうなのかというふうには思いますが、2020年、まだ来年度というわけではありませんので、その中でいろいろと決めていかれるのかなというふうに思います。

事業方針の1番の中では、先ほど事業方針という形で目的のようなことが書かれてるというふうに触れさせていただきましたが、市民の皆様を初めさまざまな関係者が協働して市制50周年を祝い、ふるさと東大和市への誇りと愛着心を深めるためにやるんだというふうに書いてありますけれども、例えば近年、この近隣市でもさまざま周年祭を行っております。平成23年に市制10周年記念事業を実施された西東京市では、ホームページなどで事業内容や方針について市民からの意見を募られていました。その結果、4割の回答者から記念事業全体に対する自由意見が寄せられたと。中には、記念事業の実施そのものに否定的な意見もあったようですが、概して事業の実施方法や内容に関する意見が多かったようです。また、特に実施方法としては、お金をかけないでやってくださいというような御意見が非常に多く、そのほかには市民参加、市民が主役になるようなというようなキーワードをする意見がたくさん西東京市に寄せられて、その意見を参考に、多分、西東京市さんでは10周年記念事業を実施されたようですが、東大和市ではこのように市民の皆様の声を聞くという形で、50周年の何か企画に生かしていくというようなことは考えてないのでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 記念事業全体に関する市民の意見を聞くことについては、現在未定でございます。しかしながら、連携事業等で、個別の事業におきましては、市民の皆様のことを聞きながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 連携事業は、外の団体と連携するわけですから、その中で一緒に話をわって決めていくというのは当然のことで、この50周年記念事業全体についての市民の意見というのは、今のところはじゃ募ると、聞くというような計画はないという理解でよろしいでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 50周年記念事業全体の意見を聞くことについては、今のところまだ未定でございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 先ほど発表させていただきました事業方針でも、一番最初に挙げられております市民の皆様全員と、関係者と協働して東大和市への愛着心を深めていただくというような目標を一番に挙げている中で、そういうヒアリングもしない中で実施して、この最初の事業方針、達成するということは、非常に難しいというふうには個人的に思うんですけども、その連携事業だと、そこの団体に含まれてる方というものも主体的に動いていただけたらと思いますが、40周年の反省点でもできる限り多くの市民の方にかかわってもらったほうが良いというふうな振り返り的なことをされている中で、またそういう形で進めるということで、この一番最初に挙げられました実施の目標的なものの達成が可能かどうかというところについてのお考えを教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 実施方針におきまして、市制40周年記念事業に比べて幾つか事業を加えております。

1つ目が連携事業であります。この事業は、地域や市民、団体等と連携して行う事業であるため、市民とのかわり合いが多い事業となります。商店街のイベントや自治会、マンション管理組合等のイベント、地域の

伝統文化やお祭り、企業等が行う事業などのさまざまな事業に関して、市制50周年記念事業としてかわりを持っていただければと考えております。

次に、2つ目が特別事業であります。この事業におきましては、例えば実行委員会のような会議体に参加していただいたり、元気ゆうゆう体操のような、みずからが主役のような役割を担っていただいて、実施していただく事業も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） ちよつとかみ合っていない感じがするんですが、了解しました。要するに、全体に対しての市民の意見や、こういうふうな形をやってほしいというところは、今今ですね。今後、わかりませんが、計画がないというような理解にとどめさせていただきたいと思います。

この実施方針に、あとロゴマークやキャッチフレーズは新たにつくるというようなことも検討の対象となっていたり、あと今市のほうで進めておりますブランド・プロモーションの大きな一つのはずみにしたいというような趣旨の文書もあったと思います。この50周年記念事業で、今ブランド・プロモーション、進めているところに対して、その課題解決に何かしら役に立つべきだというふうに私は考えるんですが、現在のブランド・プロモーションにおける東大和市の一番の課題というのは何なんでしょうか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 市制50周年記念事業におけるブランド・プロモーションの内外に発信する一番の課題といたしましては、まず市内についての課題といたしまして、シビックプライドを醸成することです。シビックプライドを醸成する目的というのは、市民が地域に誇りや愛着を持ち、今後も市に住み続けたいと思っていただけることで、転出の抑制につながるものであります。

市外に向けての課題といたしましては、認知度の向上であります。東大和市を知らなければ、住まいの選択肢に上がらないのではないかと考えております。子育てしやすく、住みやすいまちのイメージを認知してもらう機会をふやしたいと考えております。

市のブランド・プロモーションは、行政だけが推進してもなかなか広がらないものでございます。市民や関係団体等と連携し、ともに市制50周年を祝い、ふるさと東大和への誇りや愛着心を深めていただき、それぞれの強みを生かして市制50周年記念の各事業や、認知度向上を図るための市の魅力、特徴等を皆様とともに情報発信していきたいと考えております。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今ブランド・プロモーションで課題となって、いろいろな課題がある中で、代表的なものとしてはシビックプライドを醸成したいということと、知名度を上げたいという2点のようですけども、今まだこの計画が4月に発表されたばかりですので、答弁できる範疇というものも限られてるとは思いますが、今回取り上げさせていただいたのは、いろいろ決まってから言っても、混乱を起こしても申しわけないと思いましたが、決まる前にちよつと触れさせていただきたいなという思いがあつてのことでした。

先ほど壇上で言いました市制施行50周年を2020年に迎える市が、近隣で福生市、狛江市、あと当市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、こんなに多くの市が近隣で50周年記念式典を、多分似たようなものをすると思います。なおかつ、2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されている年です。そういう中で、東大和市、こんなことをやったほうがいいんじゃないか、もしくは他市にこういうところがあるという形で、いろんな議員の人が議会で取り上げて、その事情はわかるけれども、人手が足りない、予算が、お金がというところがいつも答弁にはくっついている印象がある中で、この50周年記念、先ほど言ったシビックプライド、

それから知名度を上げるというものを達成するために、いろんな方法あると思いますが、1つやらないという選択肢もいいんじゃないかなど。

要するに、50周年をいろいろ冠づけをしたりするのはいいですけども、形式的な、いわゆる前例踏襲的な、市のほうが主体となってやる記念式典をやらない。その分の予算を、今本当に必要なところに向けてという、そして違った形で市民の皆さんで50周年を感じてもらえるような、広報や働きかけをするというふうなアナウンスをするということも、先ほど言ったようにいろんな市がやる中で、現実的な、本当に市民の皆さんに、この市を盛り上げる、この先の50年を考えるきっかけにしてみらうということを発表するということは、多分、他市やらないと思いますので、知名度という意味でも、あとは市民の皆様も、そんな形式よりも、本当に今学校で足りないものにお金をかけるとか、そういった形をとるっていう選択肢をしてくれた市だなという、シビックプライドを醸成するということになるかもしれません、やり方によっては。

あとはいろんな方がかかわるっていうやり方でいったら、予算をかけないで、記念式典、ハミングホールを使っても入れる人数、限られてきますので、本当にいろんな市民の方が、50周年がその市民にとって記念になるように、言ってしまうえば思い出になるように、もっと言ってしまうえば東京オリンピック・パラリンピックよりも思い出になるようにというのはかなりハードル高いと思いますので、そういう中でいろんな市が同じ式典を毎月のようにやる中で、東大和市らしさという言葉、入っていましたよね。いろいろ大変なんだと、子供たちのこの後の50周年やるんだ、だから形だけのことはやらずに実に生きることをやるんだと言ってしまうのもいいんじゃないかなど、私は思ったりしています。それは広報の仕組みで、少し工夫しなきゃいけないのかもしれませんが、そんなことも考えて、ぜひ50周年、これを無視しろとは言いませんけれども、本当にこの先の50周年、本当に今、東大和市に住んでる人が、東大和市を好きになっていただけるような内容というものを、ぜひ工夫して実現していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃ、1つ目は以上です。

2つ目の市の子育て施策について、これ大きなお題目にさせていただきましたが、壇上でも申し上げさせていただきましたように、そろそろ市民全員で共通するようなものを、方向性となるようなものを持っていい段ではないかなどと思ひまして取り上げさせていただきました。

市長の御答弁では、多摩26市における制定などの状況について、宣言を2市で行い、憲章を2市で制定しているということを述べていただきましたが、まずこの宣言の策定に他市がどんなことをしているのかということ、もう少し情報を把握したら教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 宣言につきましては、町田市が昭和41年5月に青少年とともに行動し、市民が一丸となって明るく住みよい市の建設に邁進することを決意いたしまして、町田市青少年健全育成都市宣言を行ったところでございます。

八王子市におきましては、平成13年2月に国連の子どもの権利条約、児童の権利に関する条約でございますが、その精神を尊重いたしまして、八王子市子どもすこやか宣言を行ったところでございます。また、八王子市におきましては、市制100周年記念行事といたしまして、平成29年、昨年度でございますけれども、「子どもミライフフォーラム・明日につなぐ」におきまして、小学5年生から、高校3年生からになります子ども企画委員がミライへの提言「八王子はわたしたちがつくるまち」を発表したところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 宣言した自治体は、そのような状況ということですが、では憲章については他市の状況、

どれぐらい把握されていますか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 憲章につきましては、やはり町田市は平成8年5月に、町田市青少年健全育成都市宣言、30周年に当たりまして誓いを新たにするために町田市子ども憲章を制定したところでございます。子供は自立に向けて努力し、大人は子供の自立の支えとなるための行動の指針といたしまして、子供が中心となって起草したというところでございます。

続きまして、三鷹市が平成20年6月に、子供たちが未来に向けて健やかに成長していくことができるよう、子供と大人の共通目標といたしまして、三鷹子ども憲章を制定したところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今宣言と憲章という形で、近隣市、多摩26市の状況を教えていただいたんですけども、今年度、厚生文教委員会では愛知県の岩倉市に行きまして、子ども条例というものについて学ばせていただきました。今、多摩26市では、この子ども条例のような条例を制定している自治体はあるのか、そこら辺の状況も把握してれば教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 条例につきましては、26市では4市ございます。

まず武蔵野市が、平成15年12月に保護者や市民、事業者、市等の責務を果たすことによりまして、児童虐待の防止及び子育て家庭への支援を図りまして、児童が心身ともに健やかに成長されることを目的とした武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例を制定したところでございます。

調布市は、平成17年4月に、子供の健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子供への支援に取り組み、子供が夢を持って健やかに育ち、安心して子供を産み、育てることができるまちを目指すことを宣言いたしまして、調布市子ども条例を制定したところでございます。

日野市におきましては、平成20年6月に、児童憲章や児童の権利に関する条約に基づきまして子供の権利を定め、児童虐待やいじめなどで苦しめる子供を救っていくこと、その体制を市や地域でつくり、子供が自分らしく健全に育ってくれることを目的に、日野市子ども条例を制定したところでございます。

4市目で、小金井市が平成21年3月に、子供の権利を保障し、子供の健やかな成長を願って、小金井市子どもの権利に関する条例を制定したところです。

それから、もう一つですが、西東京市におきましては、平成19年度に子どもの権利に関する条例の策定の検討に着手し、平成30年、ことしですけれども、6月から7月にかけて、（仮称）西東京市子ども条例の制定に向けたパブリックコメントを実施したところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 宣言、憲章、条例という形で、子育て関連、子供の権利関連などについて、さまざまな自治体が制定しているという状況のようなんですけれども、そもそもこの宣言というのと、憲章というのと、条例というものの定義の違いについては、どういうふうになってるんでしょうか。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 宣言と憲章につきましては、ともに都市のシンボル、基本的な計画の理念的基盤とされておりまして、制定すべき目的と内容によりまして、どちらかの形式が選択されていることが相似——似ていると言われております。相違点、違うところでございますけれども、宣言は宣言することに重きがございまして、制定趣旨の継続性は余りないとされておりまして。理念は限られた単一の関心事項に対する見解が中心となりまして、社会情勢や世論の変化に、早急にその意義が薄れてしまうことがございまして、宣言の対象はその市民だけではなく、その地域を超えた広域、他の自治体等でございますが——を意識した

ものとされておるところでございます。憲章につきましては、制定趣旨の継続性といたしまして、後から続く運動を喚起いたしまして、理念は数カ条で表現され、努力目標が多面的に示されるものとされております。制定された時点から半永久的に市民の行動規範になることを原則としておりまして、その市民のみを情報の受け手として意識したものとされております。一方、条例につきましては、市の最高規範となるものでございまして、実現するための制度や仕組みを定め、制定趣旨の基本理念や基本原則やビジョンが示されるとされております。さらに、市民の基本的権利や責務を規定いたしまして、強制力や罰則といった法的実効性が求められているものとされております。

以上です。

○9番（和地仁美君） なるほど、よくわかりました。

理念条例というものも、昨今いろんなところでありますけれど、今の条例のところではいろいろなビジョンなどを示される一方で、強制力や罰則といったということも含まれてきますし、あと条例というと第何条、第何条という形で、かたい形というか、少しボリュームの出るようなものになってくるものが多いようですので、私は今回、多くの市民の皆様、できれば全員ですね。市民の皆様にご存知いただき、身近に感じていただき、先ほど今御説明いただいた半永久的に市民の行動規範になることが憲章という御説明いただきましたので、そのようなことも含めると、私のイメージする日本一子育てしやすいまちの実現というところについては、多くの市民の方の理解と協力と一緒に盛り上げていくということに関して、憲章というもののほうが、多分親しみやすさ、それから実効性という意味では、いろいろな点でいいのではないかなと今の御説明を聞いて思いました。

先ほど市長答弁などもいろいろ受けて、子どもの権利条例ではなく、宣言または憲章の制定に向けた検討を進めるというふうにあったと思いますが、その理由について教えていただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま和地議員から、憲章がよいのではないかみたいなお話をいただきましたけれども、宣言を行う、または憲章を制定することによりまして、子供の豊かな感性や自己肯定感を育むことや、地域社会の一員、次世代の担い手として育成していくことなどの子ども・子育てに対する市の施策の目標が明示され、市民の皆様の共感と行動意欲の醸成が図られるものと考えております。

また、宣言または憲章の内容につきましては、先ほど来、議員からもお話ありますが、簡潔にわかりやすく、覚えやすく、理解しやすい、短いセンテンスでといった構成となっております。市の子供と大人の共通した理念、ビジョンを示すことができるものと考えております。条例につきましては、先ほど副参事のほうから御説明をさせていただきましたが、議員からもお話ございましたけれども、その形式が第何条といったような条文形式をとりまして、市民の皆様にはなかなかわかりにくく難しい印象を持たれるものと考えております。

以上のことから、憲章または宣言といったところでの検討を始めるということで、進めるということで市としては考えているということでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 東大和市でも、今まで過去にいろんな宣言、何とか都市宣言とか、いろいろ宣言や憲章、市民憲章もそうですね——の制定を行ってきたと思いますけれども、皆さん、もういろいろ御存じの部分も多いと思いますが、その内容についてと制定した背景や経緯というものについて、簡単に構いませんので概要を教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 何点かございまして、まず市制10周年の昭和55年10月に東大和市民憲

章を制定したところでございます。

次に、市制20周年の平成2年9月に東大和市高齢者憲章を制定いたしました。また、その日は市制20周年の敬老の日ということで、9月15日に制定したところでございます。また、その年の10月に東大和市平和都市宣言、これは少し前に市議会におきまして非核都市宣言を議決し、またさらに市長が非核平和の実現を求める声明をしたことを受けまして、平和都市宣言を行ったところでございます。また、その同日に市民が心を新たに交通安全に対する意識を高めて、交通安全の絶滅を願ひまして、東大和市交通安全都市宣言を宣言したところでございます。

それから、市制30周年の平成12年度の平成13年2月に、東大和市男女共同参画都市宣言を行ったところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 先ほど市長答弁にも、市制50周年の宣言か憲章の制定に向けてというようなことを触れていただきましたが、過去の宣言や憲章も、10周年、20周年、30周年と市制の節目、節目で宣言をしたり、憲章を定められて。まず、この質問の前に50周年のことを触れさせていただきましたが、もしその50周年のタイミングに、この子育て、子供の権利、それから市民が子ども・子育て、子供の未来、一緒に向かってやっていくまちなんだという宣言、もしくは憲章を決めるということは、これはとても私としてはいいことだと思いますし、先ほど言った市民を巻き込んでできるという形であれば、よりよいことではないかなというふうに感じます。過去の制定のタイミングがそうであったということを受けての50周年での制定を目指してということだと思うんですが、もしその50周年のタイミングで制定するとしたら、今後のスケジュール感というのは、どういう形になっていくんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほどの御説明のところでもお伝えいたしましたとおり、東大和市の市制50周年記念事業及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み推進本部というのを市としては設置しております。そちらのほうの本部で決定をした後、主管部といたしましては早急に検討に取りかかりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 子ども・子育て応援宣言であったり、憲章というようなものをもし制定した場合には、どのような効果が見込まれるのか、その点についての市のお考えをお聞かせください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 見込まれる効果につきましては、先ほど市長が宣言を行う、または憲章を制定することによりまして、子供と大人が相互に尊重し合うこと、子供の豊かな感性や自己肯定感を育むこと、地域社会の一員、次世代の担い手として育成していくことなどの子ども・子育てに対する市の施策の目標が明示され、市民の皆さんの共感と行動意欲の醸成が図れるものと考えていると答弁したところでございますが、日本一子育てしやすいまちづくりを目指しております当市におきましては、多くの市民の皆様にご存知いただくことで、市民の皆様が口ずさみ、親しみが持て、行動に移していただける効果があるものにしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 今効果を期待しているということですが、もう既に宣言をしたり、憲章を制定している他市、他自治体、近隣にあったようですが、そちらでも同じようなことを期待して制定されているのか、何か把握されていたら教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほど申し上げました町田市の例を見ますと、昭和41年に宣言いたしました町田市青少年健全育成都市宣言におきましては、全ての市民が青少年を愛し、育み、たくましく健やかな成長を願って、激励と指導、助言をいとわないことを期待したものであるところでございます。

また、宣言30周年の平成8年に制定いたしました町田市子ども憲章におきましては、子供が自立に向けた努力は、大人は子供の自立の支えとなるよう行動を起こすきっかけとなるための指針でありまして、憲章にうたわれていることを自分なりのものとしたことで、初めて憲章が生きてなるものと期待しているところでございます。

次に、平成20年に制定いたしました三鷹子ども憲章でございますが、三鷹の子供たちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、子供と大人の共通目標として制定いたしましたというところでございます。憲章の特徴がございまして、理念を述べた前文と7つの項目から構成されておりまして、7つの各項目の頭文字をつなげると「みたかのこども」となる工夫がされておりまして、制定に当たりましては、子供の意見を聞く場、小中学校の代表者のみたか子どもサミットを開催いたしまして、さらに市報やホームページの意見を募集したというところでございます。

以上です。

○9番（和地仁美君） 三鷹市の場合は、三鷹の子供というところを頭文字に、今制定されたという形で、より親しみが持てるような形をとられたのかなというふうに思いますが、今回の質問に当たって、さまざまな子ども憲章などの制定してるところについて調べたりさせていただきまして。その調べた範囲では、その作成の段階が非常に肝になってまして、勝手に行政というか、こちらが主導でつくったものということでもだめですし、大人だけが集まった、そういうワークショップとかでつくったというものも、いま一つ期待した効果が出ないという形で、子供の意見や子供の親しめるような言葉などを用いて制定をすることが必要だというような形を述べている、そういったことを研究されてる方もいらっしゃるということがわかりました。

当市がもし本当にこの50周年の2020年に制定するとした場合のスケジュール感というのは、先ほど聞きましたが、そうした上で、この作成の中でこういった形の課題があると感じていらっしゃるのかについて、教えていただきたいと思っております。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 憲章または宣言を策定していく上での課題でございますが、まずは国が平成6年に批准いたしました子どもの権利条約の精神を尊重するということと、東大和らしさをいかに出すかということだと考えております。これまで市長の施策として、日本一子育てしやすいまちづくりを進めてまいりましたが、その施策との整合を図りながら、具体的な施策を実行していくというようなことでのですね、それとその整合性を合わせるということはどういうふうにするかということでございます。

また、今議員からお話ございましたように、文案の作成に当たりましては、子供たちの参加や参画を得ていくということございまして、その際には教育委員会や学校の御協力をいただかなければいけません。また、子供と大人がともに取り組めるもの、双方で取り組めるような内容にしていく必要があるというふうに考えております。先ほど50周年ということで、今後さらなる市の飛躍や出発点ということで、次世代に継承するために、子供たちの夢や希望を育むために、50周年というようなことで考えてるということで、御説明させていただいておるところでございますので、そういったところも踏まえて、早急に取り組んでいかなければ、ちょっとスケジュール的には非常に厳しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○9番(和地仁美君) 壇上でも述べさせていただいたように、いろいろな施策で東大和市の子育て支援体制、それから子供を大切に思う気持ちだけではなくて、それが実現されて形になってきているというような、次の段階でやはり市民の皆様、それから子供たち自身にもいろいろなことを、市が挙げて君たちの未来を応援して、るんだという形をお互い理解して、市を、まちを盛り上げて、つくり上げていくということが必要だと思いますので、ぜひ、ちょっとタイムスケジュール的には詰まっているような感が否めませんが、大人だけの勝手な押しつけでもなく、そして子供たちも実感していただけるような、親しみの持てるような内容を今後つくっていただきたいなというふうに思っております。つくってしまえば終わりではなくて、つくった後、これ多くの市民の方に知っていただいて、それを感じていただいて、行動に移していただくということが必要だと思いますけれども、その周知についてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援部副参事(榎本 豊君) 市が保有しております情報発信ツールを活用するほかに、各種印刷物への刷り込みや、子ども・子育て関連のイベントや事業においてPRしていくことなどを考えております。  
以上でございます。

○9番(和地仁美君) 以前、市内のいろいろな看板とかああいうので、市民憲章がほこりだらけになってという話、取り上げたことを今思い出しましたが、もし次にこの子供関連の憲章なり宣言なりというものを制定された後は、いつまでも大切に、皆さん身近に感じていただけるようなPRをしていただきたいと思うんですけども、今言った情報ツールなどですと、なかなか子供のところに届くというのも難しいのかなと思いますけれども、憲章は自分たちの権利を知ったり、いろいろな部分で子供にもぜひ知っていただきたいというふうに思います。

どんな内容になるかわかりませんが、例えば小学校1年生になったときに、こういう内容なんだよということがわかるような、絵本のようなかみ砕いたものを配布してあげて、その保護者の方、子供、両方が同じものを理解するというような、そういったツールというものを使うということも考えられると思いますし、あと学校の黒板の上に全部掲示していただいて、いつも目にとめていただけるような、標語みたいなものをいろいろ各学校やっていますけれども、そんな形もできるのかなというふうに思いますけれども、たまには口に出して言える、明倫館の松陰先生の言葉じゃないですけども、口に出して言うことで身につけていくというようなものもあるかもしれませんけれども、もしそういうような制定された場合には、そういった形で学校でも教育長、活用していただけるんでしょうね。どうでしょうか。

○教育長(真如昌美君) 今お話にありましたけれども、学校では、各学校の特色を生かしまして、それぞれの学校目標とか、あるいは生活目標、いじめ防止の宣言とか、さまざまな目標を定めて児童・生徒の指導、育成に役立っております。ここで市制50周年という大きな節目を迎えるについては、宣言あるいは憲章について、私個人の考えではありますけれども、100年先を夢見ながら、でき上がった後、その先も生活の中で生きて働く、しかも大きな希望につながる、そのような宣言、憲章にしていくことが大事であり、今いる私たち大人の責任ではないかなというふうに思っているところであります。このことにつきましては、市長部局と十分連携協力しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番(和地仁美君) ぜひ、私もそろそろそういった形のものが必要かなと思ってる中でも、市のほうでもタイミングよくというか、50周年という、半世紀ですよ、10、20、30、40には、四半世紀という言葉ありますけれども、50周年、半世紀という形で、次への50年へのという、100年に向けてのというようなことを、皆さ

ん、感じる年になると思いますので、そういった形で、未来ということで、子供、つながりが非常に感じられますので、よい取り組みをしていただければなというふうに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

---

午後 2時45分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（和地仁美君） それでは、3点目の持続可能な自治体経営についての再質問をさせていただきます。

壇上でも申し上げましたけれども、前回の定例会、そして今回の定例会の補正予算で示されました債務負担行為における最近の民間委託について、提案されるというところについては、唐突感、もしくは目の前に出てきた問題をモグラたたきのなように対応しているというような、目先というか、個別対応というか、そういった感が否めないんですけれども、例えば庁内でいろいろな業務があったりする中で、その業務の棚卸しをして、性格別にカテゴライズして、民間委託に出したときはこうだとか、これはどうだという比較検討とかした中で、そういうどれを民間委託するのか、これ自前でやるのかというような、俯瞰して全体を見るというようなこと、確認をされてるんでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 民間委託の全体像というところでございますが、市の取り組みの方向性といたしましては、基本的には第5次行政改革大綱及び行政改革大綱推進計画でお示ししているところでございます。市でのこれまでの取り組みといたしましては、マイナンバーの制度導入の際の窓口の一時受け付け業務ですとか、またあけぼの学園バス運行業務、また本庁舎電話交換業務等の委託、そして市民会館、体育施設等の指定管理者制度の導入などの民間活力の導入を推進してまいったところでございます。これらの民間活力の導入を推進するに当たりましては、行財政改革の考え方を踏まえまして、それぞれの部で所管する業務につきましては、その所管で評価、検証、民間活力の導入を判断し、また一方で組織内を横断的に影響が及びます業務につきましては、横断的な検討組織を設置いたしまして、評価、検証、導入を判断してまいったところでございます。現在につきましては、横断的な検討組織で検討しているものとしましては、公共施設の民間活力の導入について、公共施設等の管理運営のあり方検討委員会、そしてまた窓口業務の一部委託化につきましては、行政改革推進本部会議などで情報共有をしながら進めているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今の御答弁、それぞれの部や所管しているところで、いわゆる行革の考えにのっとって業務見直したり、改善できないかという形を検討したり、もしくは横断的にやる必要があるところについては、連携してやったりというような話だと思んですけれども、私が言ってるのは、全体像があって、その中から個別があるというイメージで、単独でやって、これとこれはじゃ連携するから、今回これ連携させましようみたいな、そういうイメージではないんですけれども、一覧で確認することで、例えば5年後、民間委託の場合は相手があることですし、きのうの補正予算のさまざまな質問の中で、市民部長の御答弁にありましたように、計画したときには、そういった技術というか、そういうことを導入するということではなくて、そこには載ってなかったけれども、新たないろいろな手法が、今非常にスピードのある時代ですのでいろいろなものが出てきて、これはやるべきだというふうになったからやったというような話もありましたけれども、そういうような

ものをできるできないっていうのもありますけど、全体で見るということで5年後、10年後の組織体制とか、もうわかるというような形になっていくと思いますし、民間だけに出すということではなくて、例えば受付をワンストップにするのかという、その業務の整理整頓とか、これからのあり方ということ、いろんなことを含めて民間委託というものもその一つの選択肢という形でやっていくべきだと思うんですけども、そうすることによって重複してる業務が見えてきたりとか、今後いろいろとやるべき、今いろんなことが、行政サービス、複雑化していろいろ広がってる中で、新しい部や課をつくらなきゃいけないことが出てくるだとか、これとこれはくっつけたほうがいいだろうかというような確認もできると思うんですけども、そういった取り組みというのは全体的なもの、今後、5年、10年の組織のあり方みたいなものも含めての検討というのはされてないんでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 民間活力導入に当たりましての組織体制ですとか、またその業務の見直しという点でございます。現在、民間活力の導入を検討するに当たりましては、その効果というものを十分発揮されるよという視点で、例えばその検討組織の中におきまして、密接にその情報共有をするというところがございます。そういった中で、長期的な視点に立ちまして関連する組織、また業務といったところを整理を行いまして、またそういったところで検討し、必要に応じた対応をとるところをやっております。また、毎年度、組織、定員のヒアリングというものを全課を対象にしましてやっております。その中でも、課によってはその民間活力に導入に関する関係する課があった場合については、そのタイミングでも事務分掌、そして組織定員について長期的な視点をもとにしまして、見直し、調整のほうをやっているところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 今いろいろ御答弁いただいても、どうも全体像は見えてこなくて、いわゆる全体、今人員の話も出てきましたけれども、各部や課のいわゆる現場ですよね、現場がこうやったら事務効率上がるよねって、いわゆる工夫、工夫を上げてきているっていうような中で、この行革のことを取り組んでるといことなのかなと思いますけれども、昨日もいろいろな質問が補正の関係で出ましたけど、これって民間委託していくって、業務の効率化を図る工夫の段じゃなくて、組織の内容を変える組織改革にもなってくるんですよね。なのでできれば全体の組織感というところからおりてきて、部や課で何ができるという選択肢の中という形でとっていただきたいと思うんですけども、これはやはり今の御答弁あったように、いわゆる下から上がってくるという形で動いてるだけのことという理解でよろしいですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 役所の組織の中の話になりますけど、さまざまところで課題があります。課に属する課題というのは、やっぱり課が中心になって解決します。また、課をまたがるようなものは部が解決する。また、部を超えるようなものは、横断的な組織の中で対応するということが、基本的な考え方になると思います。

また、この民間活力の導入につきましては、この行革の大綱に示されている方針の中で、それぞれの課が自分の業務の中で検討するというのもございます。また、その横断的なものにつきましては、先ほどもお話ありましたように、検討組織で対応するということがあります。それをそれぞれの時点で効果が出るかと判断したものについては、委託化するというところでございます。

ただ、今お話では全体が見えるものがないんじゃないかということもございますけれども、民間委託をやるという、実施するということまで行き着くためには、業者さんがいるかどうか、あるいはその費用対効果があるか、またその時期、時期によって、やっぱり社会的な情勢も変化しますので、その辺の対応をできるかど

うか。それを総合的に考えまして、検討、検証し、実施まで至ると思うんですね。ですので、その実施がどこでやるかというのを検証しないまま全庁的な組織の中で明記するというのは、なかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、現在の組織の中ではそれぞれの一番仕事をしている担当部署が評価検証した上で提案して、それで判断していくということで対応させていただいております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君）　きのうの補正予算のとき、いろいろな角度からいろいろな質問が出てました。幾つか違和感というか、疑問に思ったところがありまして、例えば委託にした場合、どんな懸念材料があるかというようなところで、いわゆる知識や技術の蓄積の空洞化とか、そういった場面、答弁があったと思います。あと1つ、将来的にスケールメリットを利用してセンター方式にした場合、そちらの場合ものむのかのまないのかというような質問についても、5年の間にはそういうのではないとは思いますが、そのようなお話も、答弁もありましたが、その答弁を全て納税課長がしてることに私は違和感を感じる。まず人の人材の空洞化、それから必要に応じて研修をしていく、それって庁内全体でやることじゃないんですか。2年、3年で短いところでジョブローテーションで人が動くのというのも答弁の中で触れられてました。ということは、5年後、誰が保障するんですか。それは全体の組織として、誰が管轄してやっていくんですかっていうのが見えない。じゃ、納税課長が人材の空洞化ということをずっと心配する。それって私、人事的なことだと思うんですね。

5年後、そういうふうにセンター方式になったときに、やるのかやらないのかというのは、委託をするっていうことに対しての東大和市の一番基本となるルールというものをまず持って、そのルールの上で個別案件、そこに立ち返って必ず考えるみたいなものがなくて、今の御説明の部や課がいろいろなことを挙げてきて、部や課が考えてというのだと、その部や課もなくなるかもしれませんね、組織を変えると。部や課の人も動きますよね、部長も。東大和市のこの組織を誰が全体的に、みんなが共通意識を持って考えてやっていくのかというのが、そこが多分、得も言われぬ不安感で大丈夫なのっていう、そういう部分だと思うんです。

私、民間委託には全然、決して反対する立場ではないんですけど、むしろ率先してやっていただきたい。ただ、そのやり方とか安心感というのかな、任せて安心みたいな、進め方が、多分そこが見えないからきのうもいっぱい質問が出ちゃってんじゃないのかなと思います。

例えばこの人事的な課題とか対応というのも、給食センターも委託でやってますけれども、今回の補正で出てきたものは、同じフロアで民間の業務委託を受け持っている会社の方と職員と色々な立場の人が一緒にやっていくというときに、人事的な課題とか対応も出てくると思いますし、そういったものについて、この総務部の職員課になるんですかね、その人たちはどういうふうにかかわっていくんでしょう。今後ほかの部や課でも、そういう委託の方がもしなってきたときに、一々、一々対応するんですか。それとも、東大和市としては民間業者の外部委託の方が同じフロアで仕事するときの基本的な、どこの部でも課でもこういう対応しますよというものを決めるのは、職員課の仕事だと私は認識してんですけども、そうじゃないのかもしれませんが、そういうものについて一貫してこう、管理とかやっていく方はいないんでしょうか。

○総務部副参事（荒石恵美君）　委託業者の職員の人事的な課題や対応は、担当課と委託業者において課題を解決していくものと考えております。その中で、職員課は課題解決に対する情報提供や助言をすることでかかわっていくことが考えられます。今後、全庁的に委託業者がふえて、職員に対する研修が必要となった場合には、職員課において検討していくことが考えられます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ずっと話をしても平行線のような気がしますけれども、課が職員を採用してるんじゃないですよ。と思うんですけど、そこは課なんですかって思います。全体的な取り組みとしての大きな方向性でやっていることに対して、詳細、まあ悪い言い方をすると、責任は課にあるんですねって感じになっちゃいます。それでやっていけるのかな。ちょっと背負わされてるものが違うんじゃないかなというのが正直な感想です。それをきれいに整えないと、多分今後も民間事業者の方との交渉やいろいろなところで、一々、一々、そのときの担当者の力量であったり感覚であったりというので、いろいろ変わってきちゃうんじゃないかなというふうに思います。

じゃ、例えばもうちょっとわかりやすいところかというと、民間委託業者の方が、この建物の中で仕事をしますと。委託業者の方が、管理者の方が今回も1人、置かれる予定だということでしたが、私たちだけの事務所が欲しいですか、私たちの会社ではうちの雇用の方に対しての、そこは分けたロッカールームをしてもらわないと、雇用条件のほうで私たちのほうではちょっとそれを受けられませんとかいったハード的なものというのもあると思うんですよ。そういうようなものを整えなきゃいけないというようなことは計画しているのか、それについてももし計画するとしたらこの課、部がやるんですか。

○総務部長（阿部晴彦君） 例えば先ほどもありましたが、新給食センターの場合には、設計段階で委託することが決まっておりましたので、ハード面での例えば委託先の社員の方のロッカーですとか、そういうものが配慮することが十分できました。一方、今お話の市役所の中で、同じフロアの中に市の職員、また民間の委託先の社員の方等が混在する場合ということ、今御質問でございますけれども、現状においてはこのハード面の整備を、これから例えばですね、大分執務スペースも部分によっては窮屈なところもございますので、専用の場所が委託先から欲しいということには、十分応えられないという現状がございます。

昨日の補正予算の質疑の中でも、先行市の視察をしたという報告がございましたが、話を聞いておりますとその中では先行市においても、そのハード面での例えば休憩室などを特別に設けてはいないということがございますので、現状の考え方としましては、市役所の中での民間委託の社員の方には談話室等を利用していただくという方針で考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 現状においてはどうか、今回、初の試みですので、そういうふうになるとは思いますけれども、一番最初から申し上げるように、今後5年後、10年後、どういう組織にしていって、どれだけ民間委託の業務が、まあ相手のあることですので、できるかできないか、実現性は100%努力すればいいものではありませんけれども、こういった組織体制で、こういう人員体制で、こうやってやっていくんだというもので、今回の業務委託のことだけのハードのことを聞いているのではなく、今後どういう方向性に行くために、どういう形でその部分を担っていく、部や課があるんですかということを知りたいんですが、御答弁いただけないということですので、何でしょうね、この全体でやるってということにかかわってくると思うんですけども、じゃこの全体で見たときに、委託と自前でやることのメリット、デメリットというものを共通認識として庁内で、委託ってこんなメリットがあるよね、自前でやるって、こういうメリットがあるよね、それお金ではこっちが高いけれども、例えばロイヤリティの高い職員がやったほうがプラスアルファの効果が期待できるとか、いろいろあるかと思っておりますけれども、そういったものというのは明確に共通認識でされてるんでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 民間委託ですとか、そういったところのメリット、デメリットというお話でござい

ます。こちらについては、さまざま検討段階におきまして、いろいろな業務の検討をする中で、それぞれメリット、デメリットというのは、それぞれの部単位で横断的な場合もございますし、その部ですとか課の単位でもございますが、情報としては共有しているというふうに認識してございます。

具体的には、例えば民間委託のメリットにつきましては、専門的な知識によります対応などのサービスの向上ですとか、また効果的、効率的な組織体制の整備、そして事務量が增大した際の対応が可能になるということなどが挙げられるかと考えてございます。

また、一方で課題といたしましては、業務分担や実施体制の適切な運用が図られる必要があるということ、また職員の実務経験やノウハウ等の低下が考えられるというところでございます。

そして、一方で委託しない場合のメリット、デメリット、課題というところでございますが、少し逆の言い方になってしまいますが、メリットといたしましては、業務分担や実施体制を再構築する必要がないということ、また市の職員の实務経験やノウハウの蓄積が引き続きできるということ。また、一方で課題といたしましては、効果的、効率的な組織の整備や、増大する事務量への対応がなかなか難しくなるということなどが考えられているというところでございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 以前、私、職員の採用のことについて一般質問で取り上げさせていただいて、1人採用するのが、変な言い方ですけども、億単位の買い物をすることになるので、職員の採用って、基本的には全部勤め上げるという前提で、市を盛り上げていただく一員として採用するというような形でやってると思うんですが、今のメリット、デメリットについてもそうですし、今後の組織って考えたときに、必要な人材というのと人数という部分と、いろんな部分にも影響してくると思うんですけども、メリット、デメリットということをおっしゃった上で、そういったいわゆる人事戦略というか、採用、それから欲しい職員像というようなところについても、何か影響というか、関連性を持って取り組まれているのか教えてください。

○総務部長（阿部晴彦君） 市役所というのは、さまざまな行政課題に対応して、適切な市民へのサービスを提供するためにございますので、人的な資源としての人材というのは確保が非常に重要であります。そういう中で、採用の人数という面ではいいまして、例えば組織の改正ですとか事務分掌の見直し、また今般のような民間委託の導入などに伴いまして、必要な定員を見きわめた上で、関係部署と連携しながら計画的に進めていくものでございます。また、人材の育成という面では、社会情勢の変化に伴いまして、求められる能力も変わってまいります。昨日の質疑でもありましたように、例えばスキルの空洞化というものも、委託をすると懸念されるということでございますが、やはりどういう業務をしてるのかをチェックするためには、職員が委託したからその中身がわからないでは仕方ありませんので、きちんとそのスキルを身につけていくということで、職場内での研修というのも不可欠だと考えております。

また、中・長期的に見ますと、民間委託が進んだ場合には、例えばその業務そのもののチェック、あるいはモニタリングという能力も磨いていかなくてはいけませんので、職員課といいますか、人事面を扱う部署としましては、そのような情勢の変化に伴って必要とされる能力を身につけられる、あるいは磨いていけるような研修というのも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） ちょっと話の方向を変えさせていただきたいんですけども、ここに来て急速に検討、いわゆる民間委託というものを急速に検討を進めている背景には、地方交付税算定におけるトップランナー方

式ということや、会計年度任用職員制度の導入といったことや、あと総務省が発表した自治体戦略2040構想研究会第1次報告などで、公務員の今後の数みたいなところを触れてたと思いますけれども、そういったものの影響というものは、少なからず東大和市も受けてのここの急速な検討というような形になったのか、その点について教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 民間活力導入を進める背景というところでございます。

まず当市でございますが、持続可能な自治体経営を目指した行財政運営を行っていくために、不断の行政改革に取り組むというところは、これまでも必要性があるというところで取り組みを推進しているというところでございます。ただ、一方で今議員のほうがおっしゃられました国の制度の改正、またその外部的なそういった要因というところでございますが、例えば先ほどおっしゃられた地方交付税におけますトップランナー方式というところを見ますと、こういった内容というところで、交付税の算定上の収納率が全国の上位の3分の1の自治体の平均値を一律用いてしまうというところで、実際には収納率がその平均値に達していない場合でも、実際よりも過分に収入があったものと算定してしまうことなどが見受けられます。

また、会計年度任用職員の関係でございますが、こちらも嘱託員ですとか臨時職員に関係します新たな制度への移行というところで、その運用、内容について大きく変わるものと認識してございます。当市におきましても、こういった国の取り組み等を十分踏まえながら、引き続き行政改革の取り組みを推進していく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（和地仁美君） 少なからず制度が変わればそれに対応しなきゃいけないという部分もありますし、影響があつてのことかなというふうには推測しますけれども、やはりきのうの補正の中での質疑応答、いろいろ聞いていても、その単独のことに対してどうということではなくて、やはりあれだけの質問が出てしまうという状況は何なのかなということも、行政側、市長部局側にもやっぱり考えていただきたいと思います。行政改革大綱に載っているけれども、一つ一つは、その施策については載せられない。要するに、窓口の民間委託化とかって項目があつて、そこで計画に載ってくるようなものは、そこに個別が載ってきますけれども、そこに載せられなかったものについては、ここのお題目に沿ってやっておりますからというふうに言われても、まず5年間というのが、本当にじゃ5年間の間に、市民部長が言ったように新しいのが出てきたら、載ってないからやらないということも損じゃないですか。それは効率的じゃないので、やはりそこについては一つの民間委託とか、これからの組織の大きな流れというかな、方針みたいなものをもうちょっとやって、この方針に載った場合は、載ってきたものについては、この計画に載ってないものでも検討するし、検討が具体化した時点で議会に説明しますみたいな、そういったベースがないでぼちぼちぼちぼち出されるから、本当に大丈夫なの、これどこ進んでるの、どうなっていくのというふうになっちゃうんだと思うんですね。

あと、きのうほかの議員の方から、民間は利益を追求しているから、そういったところで市のほうが損害をこうむるようなことが、もしくは迷惑になるようなことが、もしくは市民が大変なことになるようなことが起きるんじゃないかというようなことも触れられてましたけれども、民間が利益を迫るのは当たり前で、そうしないとそこの職員、社員の人は生活がしていけなくて、利益がなくなっちゃえば潰れて、その会社がなくなっちゃうわけですから。ただ、民間、利益ばかり追いかけていて、いわゆる淘汰されちゃう、それがあだになつてなくなってしまう企業というのも世の中にはいっぱいあります。そういった民間とつき合っていくときに、市のほうでこういう基準できちんとそうじゃない民間を選んで、きちんとおつき合いして、ちゃんとネゴシエ

ーションできるんですよ、こういう体制でやってるんですよというのが、これから必要になっていくんじゃないかなと思います。

さっきメリット、デメリットというのをおっしゃっていただきましたけど、一般的にはメリットでも、うちはここを誇示したいから東大和ルールで民間委託はしないっていうような、東大和ルールというのをつくってもいいと思うし、そのベースがなくて個別で出してこられて、これから5年後、10年後どうなっていくのかわからないというのが一番いけないことだなって思います。そして、何でもやっぱり部や課っていうふうに最後は言われてしまう。じゃ、これ全体誰が責任とるんですか、誰が全体コントロールしてるんですかっていうのが見えない。そういう形での行革というのは、行革じゃなくて何でしょう、行政改革じゃなくて業務改革ですよ。業務だけを効率化してるようで、全体の仕組みを改革するっていう上でのまとまり感とか、コントロール、マネジメントしてるという感じが見えないんですけども、そこら辺はやはりスピードが早くなってるこれからの時代ですので、何かしら一定のものを整えていただきたいなというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただきましたけど、最終的に責任とるのは私です。もちろん市長がそういうふうなことを計画をするにしても、市長が最終的に決断を下してやっていくということでありまして、確かにいろんなところで問題があるかなというふうなところも感じている方々、大勢おいでになるかなと思いますけども、ただ従来と同じような形で、これからの行政運営はだめだというふうには思っているわけです。就任して以来、いろんなことをやってきましたけども、それが果たしてよかったのかどうかというのは、これから先、ある程度時間がたてば見えてくるかなというふうには思っています。従来と同じような形でやっていく、すなわち民間活力等の利用ということと、それからまた組織の中でそれぞれが切磋琢磨できるような組織体制というものを、これからも、今はまだ構築をし切れてないというところはあるかなというふうに思っています。長く何十年にもわたりまして公務員という位置づけでずっときて、新しくここで今のこの時代ということで、新しい時代に向かっていくということが非常に難しいかなと。要するに、意識の切りかえというのできてないかなというふうには思っています。

特に50周年で、先ほど御質問の中にもありましたけども、その50周年というのは、過去の50周年ということよりは、将来に向かってどう東大和はあるべきなのかということで、特に市民の皆さんには、この東大和の誇りというか、そういうふうなものを持っていただきたいなと思いますし、外に向かっては東大和市はこうなんだという、東大和市の魅力というものを外に発信していくとか、そういうふうなところをもう少し具体的にしっかりと出していききたいなというふうに思ってますし、まだ引っ張っていくに当たって、まだまだ力が足りないところありますけども、これからも東大和、元気でそんなまちにするために、皆さんと力を合わせながら精いっぱい頑張っていきたいというふうには思っています。そういった意味で、これからもいろんなところで御意見をいただきながら、確実に一つ一つ進めていければと思っていますので、よろしく願います。

以上です。

○9番（和地仁美君） 市長、ありがとうございます。

そうですね、やはりこれからいろいろ変わっていかなくちゃいけない部分ということ、市長も御認識していただいている中で、以前から縦割りではなくて、市長も結構口を酸っぱくしておっしゃっていたことがありましたけれども、全体で取り組むということが、取り組んでいるんだと、こういうルールでやってるんだと。これをやっていくと、基本的に一番いいシナリオだとかこうなるんだというものを、やはり市議会としても、市民と

しても、その流れの中でやってるんだというものを、もう少しわかりやすく、そして全体的に一つの部や課のことではなく、取り組んでる形を見せていただければなというふうに思っています。

あと50周年、楽しみにしております。東大和らしい、周りの他市にも負けないような内容になっていただくことを切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、土地政策について。

①いわゆる所有者不明土地問題と税制等についてであります。

アとして、所有者不明土地問題とは何か。

次にイとして、市の現状は。

次にウとして、他自治体の対応は。

そしてエとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔6番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、所有者不明土地問題についてであります。土地所有者が死亡し、相続人による相続登記が行われず、時間の経過とともに世代交代が進むことによりまして、土地所有者を特定することができていない状況が全国的に増加しております。そのため公共事業の推進等のさまざまな場面におきまして、円滑な事業実施への大きな妨げとなっていることが、所有者不明土地問題であると認識しております。

次に、市の現状についてであります。現在の当市の土地の筆数は、約4万9,000筆であります。このうち課税筆が約3万5,000筆、非課税筆が約1万4,000筆で、課税筆のうち4筆が所有者不明土地となっております。なお、非課税筆の所有者不明土地につきましては、把握ができていないのが現状であります。

次に、他の自治体の対応についてであります。所有者不明土地問題は全国の自治体共通の課題ですが、現時点で他自治体の対応につきましては具体的に把握をしておりません。

次に、課題と今後の展開についてであります。所有者不明土地問題につきましては、土地所有者の死亡に伴う相続人の情報等と、土地登記情報の連携や相続人による相続登記の手続を必須とすることなどが課題であると認識しております。そのため、マイナンバーの活用による情報の一元化や、相続登記の手続を簡易化し、その上で義務化するなど、さらなる法律等の整備が必要であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、アの所有者不明土地問題とは何かであります。改めてこの所有者不明土地問題の詳細というものを教えていただきたいと思えます。

○課税課長（真野 淳君） 土地所有者が死亡しますと、新たな所有者となりました相続人は、相続登記を行うこととなります。ただし、相続登記は義務ではないことから、手続を行うかどうか、またいつ行うかは相続人の判断に委ねられております。相続登記が行われなければ、時間の経過とともに世代交代が進み、法定相続人はネズミ算式にふえ、登記情報との乖離がさらに進んでいくこととなります。人口減少や高齢化の進展に伴います土地利用のニーズの低下や、地方から都市等へ人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、現在ではこうした状況が全国的に増加しており、今後も団塊世代の多くが70歳を超え、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれております。また、公共事業の推進等のさまざまな場面におきまして、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっております。

以上、申し上げましたことが、所有者不明土地問題であると認識しております。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

全国的に徐々に顕在化しつつある所有者不明土地問題なんでありまして、実際にはどうなのかというところが、今回の一般質問を考えたきっかけであります。

そこで、以下、当市をめぐる現状や対策、課題などを伺ってまいりたいと思えます。

次に、イの市の現状はに入っておりますけれども、当市の現状の詳細というのを改めて伺わしてください。

○課税課長（真野 淳君） 初めに、平成30年度の当市の土地の状況につきまして申し上げますと、課税地籍が約6万平方メートルで、約3万5,000筆、非課税地籍が約650万平方メートルで、約1万4,000筆となっております。課税すべき土地の所有者が死亡した場合は、相続人の中から相続人代表を選定していただき、届け出をしていただくこととなります。届け出がない場合につきましては、戸籍等を調査し、相続人を確定させた後、相続人に対しまして届け出を依頼することとなります。それでも、なお届け出がされない場合につきましては、当市におきまして相続人を指定し、最終的には届け出、または指定によります相続人に対しまして課税することとなります。

また、戸籍等の調査結果や相続放棄等によりまして、相続人が不存在であることを確定した場合につきましては、民法に基づきまして、家庭裁判所に対しまして相続財産管理人の選任を申し立てることにより、相続財産管理人が選任され、相続財産管理人に課税をすることとなります。しかしながら、相続財産管理人の選任に伴います費用が、1件当たり約100万円程度と高額でありますことから、現段階では申し立ては行っておりません。現在のところ4件、4筆が相続人不存在によります所有者不明土地となっておりますが、今後、関係部署と調整をする中で対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、非課税の土地所有者が死亡した場合につきましては、相続人の調査を実施しておりませんことから、相続人不存在であるのか、所有者不明土地であるのか把握はできておりません。

以上でございます。

失礼しました。先ほど課税地籍ですね、6万と言ってしまいましたけれども、600万平方メートルでございます。

失礼しました。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。6万だとかなり少ないなと思って、課税、非課税のほうがかなり多くなってしまおうとおかしいなと思ったんですけども。ありがとうございます。

当市の場合、4件というようなことで、比較的少ないのかなというような感じも受けるんでありますけども、あくまでもこの課税をするしないというか、その課税に関する税を取りっぱぐれないというか、そのこのところに関連しての所有者不明土地問題というようなことの把握なのかなというような感想を持っておりますけども、そんな感じなのかなと思います。

では、現在、市のほうで取り組んでいらっしゃる対策というのはどういったものでしょうか。

○課税課長(真野 淳君) 現在取り組んでいる対策についてですけども、死亡届の受理時に市民課におきまして、固定資産をお持ちの方につきましては課税課へ案内するよう依頼し、連携をとっております。案内された方につきましては、固定資産税の課税に関します説明をさせていただくとともに、不動産登記の案内をしております。それ以外の方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、戸籍等の調査を行っていくこととなります。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。

いろいろな市民の考え方とか、さまざまな状況なんかもあろうかと思うんですけども、市民の方からの問い合わせとか要望とか御意見、そういったものは現状どうなっているのでしょうか。

○課税課長(真野 淳君) 市民の方からのお問い合わせの状況でございますが、現段階では市民の方からのお問い合わせや御要望、御意見等はございません。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) 問い合わせ等は現状ないということなんですけども、さまざま、ここ1年ぐらいですかね、報道などで気づかれた方とか、それから現況をお知りになりたいような市民のニーズというのは、恐らくあるのではないのかなというふうにも思います。また、貴重ないろんな市民の方々の御意見等から、何らかの打開策の糸口なんかも得られる可能性があるかと思っておりますので、ぜひ御担当の皆さんはそうした声をお聞き漏らしのないようお願いしたいと思います。

では、さらに立ち入ったところを伺うわけですが、当市の所有者不明土地のここ数年の件数及びその総面積と増減率、そして今後の見通しをお伺いします。

○課税課長(真野 淳君) 当市のここ数年の件数等でございます。平成28年度は1件、一筆で約30平方メートルとなっており、この年度から相続人不存在により所有者不明土地が発生しております。平成29年度は4件、4筆で約200平方メートルとなっており、いずれも相続人不存在により所有者不明土地で、前年度と比較して3.3筆、約170平方メートルの増加となっております。平成30年度につきましては、29年度と同様でございます。今後の見通しでございますが、団塊の世代の多くが70歳を超え、相続機会が増加することによりまして増加していくことが見込まれております。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) 今のところ先ほど申し上げましたように、さほど多くないというのは、そういった意味では当市にとっては救いなのだろうというふうに思いますけども、その他現況、土地の関連税が支払われているかといって安心はできないんじゃないかなというふうにも思います。今後、増加していくということが見込まれているわけでありまして、早目、早目の対処が肝要かとも考えます。

では、この問題におけます市民生活への影響というのを当市ではどういうふうに捉えてらっしゃいますでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 市民生活への影響でございますが、管理されていない所有者不明土地がふえることに比例しまして、防犯、防災上の問題や衛生、環境等の問題が増加することが懸念されます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） つまりは空き家問題と同じような問題が、今後、生起することの懸念があるということだろうと思います。

では、この問題における市行政本体への影響というのをどういうふうに捉えられてらっしゃいますでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 将来的には所有者不明土地がふえることに比例しまして、税収減や公共事業の進捗のおくれ等に影響があるかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） では、この問題におけます当市の固定資産税と都市計画税と関連税のここ数年の影響額と増減率、そして今後の見通しというのを伺わせてください。

○課税課長（真野 淳君） この問題におけます固定資産税と都市計画税を合わせました影響額でございますが、平成28年度は約1万円、平成29年度と30年度は約6万4,000円となっております。今後の見通しにつきましては、先ほどと同様に増加していくことが見込まれるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

今のところ行政本体を揺るがすような状況にはなっていないということは、本当に救いだらうと思うんですけども、これで当市の現状につきましては、おおむね把握できたものというふうに思います。

では、次にウの他自治体の対応はに移ってまいります。

まず、近隣自治体の所有者不明土地のここ数年の件数、それから総面積と増減率、そして今後の見通しを把握されているようでしたら教えてください。

○課税課長（真野 淳君） 近隣数市へ問い合わせをいたしましたのですが、なかなか教えてくれない中で、1市からの件数及び総面積のみの情報提供がありましたので申し上げます。

平成28年度から30年度まで、いずれも5件で約640平方メートルでございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

教えてくれないというようなところで、恐らくこういった問題があるということ、余り表に出したくないんでしょうかね。要は言葉はきついかもしれませんが、何らかの行政の不作為みたいな部分があって、それが背景にあって、そういったようなことを何かつかれてしまうんじゃないのかなというようなところがあるような感じもいたします。

では、この問題における——先ほどうちの市の話伺いましたけども、近隣自治体のその固定資産税と都市計画税と関連税のここ数年の影響額と増減率、そして今後の見通しを伺わしてください。

○課税課長（真野 淳君） 先ほどと同様に、1市からの固定資産税と都市計画税を合わせました影響額のみのお返事となりますが、平成28年度から30年度まで、いずれも約30万円でございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 28年度から30年度まで、いずれも30万円というのは、28年度が30万円、29年度も30万円、30年度も30万円という理解でよろしいのでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） そのとおりでございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

その1市で年間30万円ということでもありますから、当市が6万4,000円というようなことなので、大きい市なのかなというような感じもするんですけども、ほか26市ある中でなかなか教えてくれないというのは、ちょっとどうなんだろうというふうに、この問題をやっぱり隠したいんでしょうかね。なかなか顕在化することを怖がってるんじゃないのかなという気もするんですけども。

では、この問題に関します近隣自治体の対応ですね、具体的な対応について把握をされていらっしゃいましたら教えていただきたいと思います。

○課税課長（真野 淳君） 近隣数市へ問い合わせをいたしました。各市ともに解決へ向けての具体的な対応は行っておらず、各市の状況としまして幾つか回答を得ておりますので申し上げます。

過去からの懸案事項であり、手の打ちようがなく困っている。何も手をつけていないが、所有者不明土地によって課税に問題が生じているわけではない。相続人不存在の案件は、相続財産管理人が選定され整理が進んでいる。共有名義の土地で相続人が数百人に及ぶため、相続人を特定し切れず困っているなどでございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

手の打ちようがなく困っているというようなことで、何にも手をつけていないというところがあるというのが、この問題を象徴してるのかなという気もするんですけども、確かに課税上問題がなければ、手をつけないのかなというところなんじゃないかなと思うんですね。やっぱり市のほうが懐が痛むような状況がなければ、とりあえずほっといてもいいんじゃないかというようなことになりかねないのかな、この問題はというふうにも思います。

では、次にその範囲がちょっと広がるんですけども、東京都全体の所有者不明土地のここ数年の件数及び総面積と増減率、そして今後の見通しを把握されていらっしゃるようでしたら教えていただきたいと思います。

○課税課長（真野 淳君） 現時点では、東京都からは件数等の公表や情報の提供がされておられません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そうですか。

恐らくそれぞれの自治体で把握しているものを東京都に上げてかないと、東京都は把握できないというようなことなんだろうなというふうに思うんですけども、逆に考えて東京都から全然せつついてこないということは、東京都はこの問題に対してはまださほどの危機感がないんじゃないかなというふうなことも思うんですね。

では、次に国や東京都のこの所有者不明土地問題の認識と、それから基礎自治体への対応など、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○課税課長（真野 淳君） 繰り返しになりますが、現時点では国や東京都からは所有者不明土地問題に関する認識等の公表や情報の提供がされておられません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ああ、そうですか。

東京都はまだしも、国では各種特措法ですね、特別措置法を制定されて、この問題解決に向けて動き出しているものと考えていたんですけども、そのよすがとなるべきそのデータや対応策の披瀝等が余りなされてい

ないことに若干の危機感というのを覚えるわけであります。

では、今申し上げました特措法の1つであります所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と自治体及び市民に対するメリット、デメリットを教えていただきたいと思っております。

○課税課長（真野 淳君） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法につきましては、平成30年6月13日に公布され、施行日は公布日から起算しまして6カ月を超えない範囲で政令で定める日となっております。

概要としましては、主に3つございます。

1つ目は、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みでございます。内容としましては、公共事業における収用手続きにつきまして、収用委員会にかわり都道府県知事が裁定することによりまして、所有者不明土地の収用手続きの合理化、円滑化を図るものでございます。効果としましては、公共事業の実施のための所有者不明土地の収用手続きに要する期間を約3分の1に短縮することを目標としております。また、地域住民などの福祉、または利便の増進を図るために行われます学校、公民館、図書館、社会福祉施設、病院、公園等、さらには災害復興のための住宅のために、所有者不明土地を使用することにつきまして、10年間を上限としまして認めるものでございます。効果としましては、10年間で100件を目標としております。

2つ目は、所有者の探索を合理化する仕組みでございます。内容としましては、土地の所有者の探索のために必要な公的情報であります登記簿、住民票、戸籍等につきまして、行政機関が利用及び提供ができるようにするものでございます。効果としましては、各自治体が相続人等を調査した情報等を必要に応じて利用することで、探索に要する時間や経費等を削減することを目的としております。また、10年以上、相続登記がなされていない土地につきましては、登記官が各自治体の相続人等の調査情報等をもとに、職権によりまして長期相続登記等未了土地である旨を登記簿に記録することができるようにするものでございます。

3つ目は、所有者不明土地を適切に管理する仕組みでございます。内容としましては、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し、財産管理人の選任等を請求可能にするものでございます。民法では、利害関係人または検察官にのみ管財——財産管理人の選任請求を認めておりますが、所有者不明土地の適切な管理のために、特に必要がある場合に限る特例でございます。

次に、自治体に対するメリットとデメリットでございますが、メリットとしましては公共事業や地域住民などの福祉または利便の増進を図るために行われる事業におきまして、所有者不明土地を円滑に利用することが可能になりますことから、当市の施策等の実施に向けた課題が解消されることなどが期待できるかと考えております。デメリットとしましては、土地の所有者の探索のために、必要な公的情報につきまして各行政機関から提供を求められますことから、相続人の調査を迅速に実施するための職場体制を強化することが必要であるかと考えております。

次に、市民の方に対するメリットとデメリットでございますが、メリットとしましては、所有者不明土地を円滑に利用することが可能になりますことから、市民の方々の要望等が実現することで、福祉の向上が図れると考えております。デメリットとしましては、公的な情報が利用、提供されることによりまして、個人情報の流出等に対し不安を持たれるなどが考えられます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

ちょっと細かいことを伺うんですけども、10年間で100件の利用というような目標があるというふうに伺い

ましたけども、これは国全体で10年間で100件の利用というような理解でよろしいのでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） そのとおりでございます。

○6番（大后治雄君） 非常にささやかな目標なのかなというような感じはしますけども、恐らくそれぞれの自治体で把握をしているものをどんどん出していかないと、この件数は出てこないのかなというようなところなので、100件というもいたし方がないところなのかなという感じはするんですけども。

あと確かにさまざま私有財産にかかわるものでありますんで、より慎重な手続というのを要する必要というのは考えられるんですが、若干スピード感に欠けるような気もいたします。この特措法の意味するところというのは、より円滑に利用を促進するというような内容が、主としたものなのかなという感想を持つんですね。可及的速やかに、根本的にそれぞれなくしていこうというようなところではないようなところというような感想も持つわけです。

そこで、次にエの課題と今後の展開はにくるわけなんですけども、その根本的な解決のために、市として必要なことというのは何だというふうにお考えでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） マイナンバーを活用するなどして、戸籍と登記の連携を図る必要があると考えております。現在の仕組みでは、不動産の登記を扱う登記所は、登記名義人が死亡しているかどうかを知らない状況でありますことから、今後は死亡や相続人の情報を一括管理できるような仕組みを構築する必要があると考えております。また、相続に関連する登記手続を可能な限り合理化し、当事者にもたらず負担は限りなく小さくすることが望まれますことから、相続の登記の際に課せられる登録免許税のあり方を根本的に再検討し、相続に係る登記手続を義務化し、当事者がみずから簡易に手続することができるような、制度環境の整備に努める必要があるかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

それぞれの自治体で、これを解決していこうというのは、なかなか難しい課題なのかなというような感じもするわけなんですけども、根本的なこの問題への課題というのを、当市ではどういうふうに捉えてらっしゃいますでしょうか。

○課税課長（真野 淳君） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が近く施行されますことによりまして、さまざまな仕組みが構築されることになり、ある程度の課題が解消されることが期待できますが、先ほども申し上げましたとおり、マイナンバーの活用によります情報の一元化や相続登記の簡易、義務化など、さらなる所有者不明土地問題に対します法律等の整備が必要であると考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） つまりは、国の制度の整備を待つしかないというようなところなのかなというふうにも思うんです。

東大和市としては、4件の所有者不明土地が認識をされてるということで、そのところの1つにつき100万円かけて、それを解消していくというようなところがあるというふうに、先ほど伺ったんですけども、もともと払わなくてもいいようなお金を使うというのは、やっぱりばかばかしいですよ。やっぱり根本的にそこはおかしいのかなというところがありますので、国がつくった特措法でありますとか、今後制度が整備されるというところを待って、何らかの対処をしても、逆に遅くはないのかな。課税をされている部分があれば、それはそれでよしなんですけども、課税をされていないところに関しましても、現状、市の税収に関してほ

んの0.000000何%ぐらいしかかかわってない部分でありますから、そのところは一旦置いといても、それはそれで今のところは大丈夫なのかなという感じはいたします。

では、この問題に関します市長の御所見というのを伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 所有者不明土地問題ということで、いろいろと今御答弁させていただいているわけですが、当面は東大和市、税制面ではそんなに大きな影響もないというところもでございます。ただ、全国的に見ますと、現在で大分、さっきのあれでいくと、九州と同じぐらいの面積で、これから先、20年ぐらいたちますと北海道になるとか、いろんなことが言われているわけですが、このままにしておくということは、今後、私どものほうの行政のいろんな施策をする上で、支障になってくる可能性はあるんじゃないかなというふうなことも考えられますので、国あるいは東京都とどんな形で進めていくのかというところを見ながら、私どもとしてもぜひ前向きに対応はしていきたいなというふうに思いますし、いい土地でしたら地元で払い下げいただけるような、そんな形にさせていただくと、より一層、有効に活用できるんじゃないかなんて思ったりもしているところです。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

この所有者不明土地問題は、過去から長期にわたって山積した当該土地の所有者及び国や自治体の不作為が招いた結果であるとも考えます。現状、当市では余り顕在化していない状況ではあるんですが、少子高齢化社会を突き進むうちに、今の数件が徐々にふえていく可能性は大きいというふうにも考えます。この問題だけではなくて、今回、取り上げませんでした、同様に空き家問題というのも大きな課題として、今後、重くのしかかってくるとも考えます。根本的な解決策としましては、その自治体の地道な努力も重要ではありますが、今後、現状ではできない土地所有そのものを放棄できる権利の確立なども考えていかなくてはならないというふうにも思います。その場合は、国において各種法令の改正とか、新たな立法を伴うわけではありますが、反面、放棄された土地を自治体が引き取るということにもなりまして、さらなる問題が生じる可能性も否定できないというところです。土地利用の活性化以前に、土地政策の根本である所有者の確立と対話をさらに進めていただくことで、本来、得られるはずの固定資産税や都市計画税等の土地関連税ですね、これを収納していただいて、次のステップで土地利用の活性化といった発展的な土地政策を進めていっていただきたいと切に願うものであります。

また、難しいとは思いますが、市独自での解決策というのも、同時並行でぜひ模索していただきたいと思います。そのためには、他自治体や国、東京都との連携はもとより、私たち市議会、そして市民の皆さんとも協力して立ち向かう必要があると思います。したがって、私も今後も引き続きこの問題に取り組んでまいりたいと思います。

今回の一般質問というのは、そのための露払いのようなものでございます。理事者の皆さん初め、市職員の皆さんも他自治体に決しておくれをとることなく、しっかりと取り組みの継続をお願いしたいと思います。

最後に1点、所有者不明土地の根本的な解決策であります、先ほど市長もおっしゃったように、欲しいと思えるような魅力的な土地にしていくこと、いい土地だなというような土地にしていくこと、これに尽きるんじゃないのでしょうか。欲しい土地をわざわざ放棄する人はいませんし、魅力的な土地ならば名乗り出る人というのも出てくるんじゃないのかなというふうにも思います。

今後、こういったような土地問題、まだまだいろんなものが出てくる可能性はあると思います。先ほど市長

がおっしゃったように、九州ぐらいの土地が、今所有者不明土地として全国的にあるんじゃないかというふうに言われています。それは一説でありますけども、これがどんどんどんどんふえてくると、やっぱりこの日本全体の活性化というか、活気というの失われていくというようなことにもつながろうかと思えます。そこで、やはり市を魅力的にすることによって、ここの土地に住みたい、この土地が欲しいと思える施策を進めることが、やっぱりこの土地問題の解決に一番つながる近道なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひいろいろな知恵を出して、頑張っていっていただきたいと思えます。

以上で、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

---

午後 4時 5分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（押本 修君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成30年第3回定例会の一般質問を行います。

今回は、5項目に関して質問をさせていただきます。

第1点目は、AEDの増設についてであります。

AEDの増設は、過去3度、取り上げていますが、進捗が見られない状況です。日本では年間7万人を超える人が突然心停止になっており、1日200名が心臓突然死で亡くなっています。平成28年に心停止で搬送された方は都内で約1万2,000人になります。AEDを効果的な場所へ設置し、有効に活用することにより救える命はたくさんあると思います。日本全体では、義務化は進んでいないものの、自治体が市町村内でのAED設置を義務づける条例や、特定の業界団体が加盟企業にAEDの導入を義務化、推進するケースがふえております。当市では、公共施設などにAEDが設置してありますが、それを利用できるのは平日の日中が多く、夜間及び施設の休館日は利用できない場合があります。また、AEDの設置場所に関しても、市民にわかりやすいように防災マップなどに明記することが必要です。現在、各自治体でも24時間営業のコンビニエンスストアに協力をいただき、店内に設置しているケースがふえています。また、AEDつき自動販売機の導入により、市民が利用しやすい環境に整備する必要があると考えます。

ここで伺います。

①緊急時に対応するため、夜間、休日に利用できる箇所にAEDを設置することはできないか。

ア、24時間利用できるコンビニ設置を再三要望しているが、その後の進捗状況と今後の取り組みについて伺います。

イ、AEDの設置・普及事業に取り組んでいる神奈川大和市、静岡県三島市を参考に、当市でも取り組むべきと考えるが、市の認識を伺います。

ウ、AEDつき自動販売機の設置を条件に、無償でAEDを設置している民間企業との連携はできないか。  
第2点目は、学童保育の利用についてであります。

学童保育所は、昼間、家庭において保護者の適切な監護を受けられない小学生に、就学している児童に安全確保及び健全育成を図ることを目的としております。当市では、13の学童保育所がありますが、市内に居住する小学生が利用しやすい環境にすることが大切であると考えます。

ここで伺います。

①市内の学童保育の現状と方向性について伺います。

②小学校内での学童保育所の設置について。

③学童保育の利用時間及び入所要件について。

④基本的に公立学校のスケジュールをもとに運営されているようだが、私立学校の対象者が利用できない時期があるため、利用できるようにすることはできないか。

第3点目は、通学路などにおける安全対策についてであります。

去る6月18日に発生した大阪北部地震により、通学路のブロック塀の倒壊により、女子児童及び民間ブロック塀倒壊により、見守りの男性の方が犠牲になりました。改めて御冥福をお祈りいたします。この痛ましい事故を踏まえ、公明党市議団として、6月20日、市長に対し、学校通学路などの安全総点検に関する申し入れを行いました。文部科学省が7月にまとめた調査結果によれば、全国の幼稚園や小中学校の1万2,652校に危険なブロック塀が発見され、そのうち2,512校では安全対策が実施されていません。当市においても緊急調査を行い、危険箇所が発見されました。事故を未然に防ぐため、定期的な点検及び対策が必要です。

ここで伺います。

①平成30年6月18日に発生した大阪北部地震を踏まえ、当市でもブロック塀の危険箇所が3カ所発見され、改善に向けた取り組みがされていますが、改善の経過と今後の対策について伺います。

②危険箇所と思われる市道704号線、705号線（旧カシオ沿い）及び市道712号線、715号線（森永乳業東側）の塀の安全対策について伺います。

③その他の通学路において交通安全対策が必要な箇所について伺います。

4点目として、学校の適正規模についてであります。

日本は2008年をピークに人口減少の局面に入っております。年少人口についても、1980年代初めの2,700万人から減少を続けており、2015年には1,500万人台、2046年には1,000万人を割り込むと推測されています。当市では、日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、転入の増加、転出の抑制に力を入れ、人口増に努めておりますが、推計よりも早い2016年より人口減少が始まっています。また、地域により人数の格差が加速することが予測されます。

ここで伺います。

①学区ごとに学級規模の格差がありますが、学校及び学級の適正人数について市の認識を伺います。

②第十小学校は、平成31年度の新入生が多く、また6年生は2クラスから3クラスになると聞いているが、教室などの整備及び対応はどのように考えているのか。

③学校の統廃合について、市の認識を伺います。

最後に、5点目として小中学校の教員の業務負担軽減についてであります。

学校における働き方改革について、文部科学省は平成28年、小学校400校、8,951名、中学校400校、1万687

名を対象に行った教員の勤務実態調査の集計で、看過できない教師の勤務実態が明らかになりました。このため、教師の心身の健康を損なうことのないよう、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童・生徒に接する時間を十分に確保し、児童・生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況をつくり出すことを目指すとあります。しかしながら、教員の業務負担の改善は進んでない現状があり、負担増になっているところもあります。改めて現状を把握し、早急に改善する必要があると考えます。

ここで伺います。

①当市のスクールサポートスタッフの現状と今後の取り組みについて伺います。

②教員の働き方改革を進めていく中で、いまだ教員の業務軽減が図られず、状況が変わっていないとの切実な声をお聞きしますが、各学校にスクールサポートスタッフを配置することはできないか。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしく願いをいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、コンビニエンスストアへのAED設置についての進捗状況と今後の取り組みについてであります。市と地域活性化包括連携協定を締結しているセブンイレブン・ジャパンにおきまして、AEDにかかる費用負担はしないという方針が、変更がないということから、取り組みにつきましては具体的な進展はありません。今後も引き続き事業所として設置していただけるよう要請してまいります。

次に、先進的な取り組みを参考にすることについてであります。大和市や三島市ではAEDを自主設置している事業者のAEDを、緊急時に施設関係者に申し出て使用できる制度など、さまざまな事業を実施していると聞いております。市として、参考になる取り組みがないか、今後研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、AEDつき自動販売機の設置を条件に、無償でAEDを設置している民間企業との連携についてであります。現時点では取り組み内容の詳細を把握しておりませんので、設置条件等を含め、今後、研究してまいります。

次に、学童保育の利用についてであります。現状につきましては平成30年8月1日現在、待機児童数が99人となっております。方向性につきましては、民間学童保育所の利用促進を図るとともに、今後、国の動向を踏まえました見込み量の把握や受け入れ枠の拡充等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、小学校内に学童保育所を設置することについてであります。児童数の増加が見込まれる地域では、教室も不足していることから、小学校内に学童保育所を設置することにつきましては、現状では困難であると考えております。現在、受け入れ枠の拡大、拡充等の検討など、待機児童対策を優先して取り組んでおりますことから、小学校内に学童保育所を設置することにつきましては、公共施設の再編や国の放課後の児童対策等の動向を踏まえ、検討していくことが必要であると考えております。

次に、学童保育の利用時間や入所要件についてであります。利用時間につきましては、市立小学校の授業日は下校時から午後7時まで、授業日以外の日は午前8時から午後7時までとなっております。入所の要件につきましては、市内に居住し、保護者の労働等の理由により、昼間家庭において適切な監護を受けることができない小学校就学児童のうち、入所基準等に該当する児童となっております。

次に、私立学校の対象者が利用できない時期があることについてであります。市内と市外の小学校におき

まして夏季休業期間が異なる等の理由により、市外の小学校に通う児童が利用したい時間に学童保育所が開所していないということがあることは承知しております。市外の小学校につきましては、授業日等の情報共有が困難であり、人員体制等の課題もありますことから、現状では市立小学校の授業日を基準として学童保育所を運営してまいりたいと考えております。

次に、通学路などにおける安全対策についてであります。平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震により、小学校のプールの塀が倒壊し、児童が死亡する事故が発生しました。そのことを受け、本市におきましても緊急にブロック塀の安全点検を実施いたしました。その結果、学校施設におきまして建築基準法施行令の現行の基準に適合していないブロック塀が発見されたことから、いち早く対策を講じたところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市道第704号線、705号線及び市道第712号線、715号線沿いの塀の安全対策についてであります。いずれも民間企業が設置した塀であります。確認したところ安全性について調査中ということで、必要があれば対策を講じるとの報告をいただいているところであります。

次に、その他の通学路における交通安全対策についてであります。通学路の安全対策につきましては、これまで学校と家庭による安全指導並びに市と地域の皆様による見守り活動を継続的に行っております。この中で、特に対策が必要な箇所については、毎年、夏季休業期間中に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で合同点検を実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校の適正規模についてであります。学校教育法施行規則におきまして、小中学校ともに学級数は12学級以上、18学級以下が標準とされておりますが、地域の実態を踏まえた弾力的なものとなっております。本市におきましては、多摩都市モノレール沿線の市の南西部におきまして、児童・生徒の数が増加傾向にある一方、地域によっては減少傾向の学校もあり、学校や学級の規模に偏りが生じていることと認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第十小学校における児童数の増加に伴う対応についてであります。現在、教育委員会と学校との間で調整を進めており、現状の特別教室等を活用する方向で調整を検討しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校の統廃合についてであります。市では公共施設等の最適化を実現するための基本方針として、平成29年2月に東大和市公共施設等総合管理計画を策定し、この方針に基づき平成30年7月に建築系の公共施設の総量の縮減と適正配置に関する基本的な考え方を定めた、東大和市公共施設等マネジメント行動計画を策定いたしました。今後、これらの方針に基づき、学校の統廃合に関する計画の検討を進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校の教員の業務負担軽減についてであります。平成30年度より教職員の業務補助を行うスクールサポートスタッフを小学校1校に配置しており、10月からはさらに6校の学校におきまして配置を行うこととしております。今後も教員の業務の負担軽減となる取り組みに努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校施設のブロック塀の改善の経過と今後の対策についてであります。大阪府北部を震源とする地震による事故を受け、教育委員会では緊急の安全点検を実施いたしました。議員の皆様

様には、その時点における状況といたしまして、第五小学校、第八小学校及び第九小学校のブロック塀についてお知らせをした次第であります。第五小学校におきましては、プールサイドに控え壁がなく、現行の基準を満たさないブロック塀が発見されました。このため、児童への安全を第一に優先し、至急ブロック塀を撤去するとともに、仮のフェンスを設置いたしました。今後は目隠しフェンスの設置工事を予定しております。第八小学校におきましては、旧第二学校給食センターとの境界に、高さが2.2メートルを超えるブロック塀が発見されました。これは建設当時の基準には適合しておりましたが、その後、改正された現行の基準には適合しない既存不適格となっております。現在、ブロック塀に近寄らないよう、応急的な安全対策を実施しており、今後の対策を検討してまいります。第九小学校のプール脇のブロック塀につきましては、基準に適合していることを確認しております。また、教育委員会では、引き続き安全点検を実施してまいります。そのほかに老朽化し、亀裂損傷しているブロック塀や万年塀も発見されたことから、今後も状況に応じた適切な対応に努めてまいります。

次に、その他の通学路における交通安全対策が必要な箇所についてであります。毎年、夏季休業期間中に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で通学路の合同点検を実施しております。点検結果を踏まえて、古くなった注意看板の取りかえや路側帯の補修、また新たに路面標示を施すなど、子供たちの安全のため必要な対策に取り組んでおります。今後も関係機関と相互に協力、連携し、通学路の安全対策に努めてまいります。

次に、学校の適正規模についてであります。平成25年3月に策定した東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針では、地域の実情を踏まえた現実的な対応を行うことを基本的な考え方としております。近年、宅地開発が進んだ影響により、市の南西部に位置する第十小学校や第四中学校へ通う児童・生徒の数が増加している一方、市全体としては減少傾向が続いております。そのため、各校の児童・生徒数の学級規模は異なってきているところであります。今後も児童・生徒数の増減や、市を取り巻くさまざまな教育環境に注視しながら、学校及び学級の適正規模に努めてまいります。

次に、第十小学校における児童数の増加に伴う対応についてであります。現在、教育委員会と学校では特別教室を普通教室として活用する方向で検討しております。今後も新入学児童数の推計を綿密に行い、子供たちへの影響も考慮しながら教室の整備に取り組んでまいります。

次に、学校の統廃合についてであります。市では将来の年少人口の減少を踏まえ、学校施設の総量の縮減を図ることも視野に入れながら、子供たちにとって望ましい教育環境を整えることが重要であると考えております。今後は東大和市公共施設等総合管理計画及び東大和市公共施設マネジメント行動計画の方針にのっとり、学校の統廃合に関する計画について慎重に検討を進めてまいります。具体的には児童・生徒数の推計を詳細に行うとともに、近隣他市の先行事例も参考としながら、将来における小学校、中学校の適正な規模、配置を検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の教員の業務負担軽減についてであります。学校における働き方改革を推進することは、本市においても重要な課題であると認識しております。スクールサポートスタッフを平成30年度より配置している第九小学校におきましては、教材等の印刷、教具の準備、欠席児童の家庭への電話連絡など、教員の業務補助を効果的に進めております。その結果、教員が本来、大切にすべき子供と向き合う時間が確保されるといった効果が生まれております。各学校のスクールサポートスタッフの配置につきましては、10月より小学校3校、中学校3校において配置を行ってまいります。今後におきましても、教員の業務負担軽減を図れるよう、

国や都の動向を踏まえつつ、全ての学校での配置が実現できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、AEDの増設についてでありますけれども、夜間、休日に利用できる箇所へのAEDの設置、まず初めにAEDのコンビニの設置の状況についてでありますけれども、地域活性化包括連携協定を締結しているセブンイレブン・ジャパンについてでありますけれども、先ほど市長答弁でセブンイレブン・ジャパンが、AEDにかかわる費用負担をしないので進展はないということでしたけれども、セブンイレブン・ジャパンは、これは昨年の2017年の5月現在ですけれども、地域包括連携事業を81自治体と協定を結んでいます。もう1年たってますから、かなりまたふえてると思いますけれども。また、2017年の6月現在で19都道府県、63市町村が、自治体がレンタル料を負担し、セブンイレブン、724店舗にAEDを設置しています。この1年間で、さらに設置店舗が確実にふえております。東大和市には、コンビニがもうこの数年でふえてきて、24時間営業のコンビニが36店舗あります。そのうち、セブンイレブンが15店舗にありますけれども、市ではレンタルまたはリースをすることはできないのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） コンビニエンスストアに対する市でリースをして、それに設置するという話でございますけれども、確かにできる限り多くの場所にAEDがあれば、救命の可能性は高まるというふうには認識しております。一方、一般財団法人の日本救急医療財団というのが策定したAEDの適正配置に関するガイドラインというのがございまして、こちらを見ますと市役所、公民館、市民会館などの比較的規模の大きな公共施設、つまり不特定多数の住民の方が集まる公共施設について推奨されるということになっておりまして、コンビニエンスストアにつきましては、その次のレベルで考慮されるべき施設という扱いになってございますので、当面、今のところ東大和市としましては、公共施設の設置に限らせていただきまして、できる限りそれ以外のコンビニエンスストア、その他、それ以外の施設については負担していただき、活用していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私、今までコンビニ設置は何度かお話をさしていただいておりますけれども、やはり公共施設に関しては、先ほど私も壇上でも述べましたけれども、夜間、休日に利用できないケースがある。24時間、コンビニはいつでも利用できるということで、ことしに入ってもかなりコンビニ設置をした自治体がふえています。この1年間でも、身近でいえば埼玉の戸田市、坂戸市、行田市、千葉県の松戸市、印西市、また神奈川県秦野市は市役所の中のコンビニ、この2月に設置をしました。ことしに入って、この夏には荒川区、また高崎市がこの8月1日から、前橋市は昨年の11月から設置をしております。これだけふえてるということは、それだけ必要性があるということだと思います。やはり先ほど御答弁で、AEDの設置の基準というか、そういうお話をされましたけれども、やはり刻々と労働環境も変わってるし、人の動きも変わってますし、そういう意味ではいつでも利用できることが必要ではないかと思っておりますけれども、現状、当市ではAEDを設置しておりますけれども、この1台当たりの費用といえますか、AEDの費用についてどのくらいかかっているのかお聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今、公共施設に設置しているもので、5年間のリース契約で総額603万6,120円ということで、1台当たり13万4,136円ですね。ですから、1台当たり月額にしますと約2,235円になります。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 当然費用はかかるわけですが、今この金額を聞きましたけれども、私も他市を調べてみました。今見ますと、1台当たり1,000円ぐらい当市はかなり低くなっています。そういった意味では、台数等も含めてだと思いますけれども、そういった意味では現状、公共施設にありますけれども、これを今まで実施をしていなかったということは聞いておりますけれども、やはりいつ、どこでこういった心肺停止が起きるかわからないという中で、やはりコンビニ設置に関しては他自治体のことも含めて、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、再度お聞きしますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 引き続き検討はしたいと思っております。ただ、先ほどから申し上げておおり、現時点の方向性としては、まずはコンビニエンスストアさんのほうで費用負担していただいて進めるということをご前提として考えておりますので、そちらで調整しながら、各市の状況なんかも把握しながら検討して進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 埼玉県は、平成18年に埼玉県AED普及推進計画というのを策定して、県内に8,500台を目標に普及活動を実施しております。近年、埼玉県の各市はコンビニ設置がふえております。また、横浜市及び茨城県は、AEDを設置を義務づける条例も施行しております。千葉県は、昨年の4月1日よりAEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促す条例を施行しております。それだけ需要が高まっているというのはおかしいですけども、必要性があるということですので、そういった意味では今、全国的に進んでいる、埼玉はかなり進んでいると思っております。そういった意味では、埼玉の事例等もぜひ自治体のほうで見ていただいて、確認をしていただいて、ぜひ検討していただきたいと思っております。

その上で、②の大和市、三島市の取り組みについてですけれども、これは2年前にも私、AEDについて大和市に直接、個人で訪問して視察をさせていただきましたけれども、お話しさせていただきましたけれども、三島市と大和市に関しては、AEDについて本当に先進的に取り組んでいます。コンビニに関しては、もういち早く設置をしておりますけれども、市内に設置してあるAEDを緊急時、市民が使用できるように、設置場所がわかるように、AEDの設置のマップの配置だとか、特に大和市は毎週第1土曜日、AEDの日を制定して、講習会やイベントを定期的に行って実施をして、市民の関心が高く、意識の向上につながっております。

まずはAEDのとりあえずは研究、検討ということですが、まずは当市で防災マップがありますけれども、ハザードマップが今回使われましたけれども、この防災マップにAEDマークを表記して、設置場所がわかるようにするべきだと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 防災マップにAEDの設置場所を記載するということについてのお話でございます。今、防災マップ、避難所ですとか、それから一時避難場所、それから防災行政無線等、いろいろな記載の項目がありまして、今回、今ここでつくらしていただきましたハザードマップですね、あちらで一旦データを重ねてみたら、ほとんど見えないような状況になっておりまして、ここでAEDの設置のマークを入れると、見やすくなるかどうかはわからないので、見直しの際は検討いたしますけれども、載るかどうかは、また別のものにするかどうかにつきましても、検討しながら進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これはAEDを設置している、各自治体でもAEDマップというのを作成しておりますので、ぜひほかのところも参考にさせていただいて、入るようでしたら、ぜひ検討していただきたいと思

ますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、AED付きの自動販売機の民間企業との連携についてですけれども、これに関しても以前は取り上げさせていただきましたが、詳細は把握してないということでしたけれども、AED付きの自動販売機の現状の認識について、再度お伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 現状といいますと、基本的に民間事業者が持っているAED付きの自販機を無償で置かせて、その自動販売機の収益でもって利用していくというものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今言われたことですけれども、自動販売機を設置をすることで、AEDを無償で利用できる、経費節減になるということですが、現在、公共施設に設置してある東大和市内ですね、この自販機をAED付きに変えて、現在設置している施設のAEDを、コンビニとか体育館などに設置すれば、新たな財政負担も要らないと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） AEDの設置というものを、地域の中に広げていくというのは有意義なことだと考えております。その中で、先ほど質問の中でお答えしましたように、市役所としては公共施設45カ所に、現在、AEDを設置しております。そのような意味では、市として一定の果たすべきものは実施しているというふうな認識はしております。

また、今の御質問の中での新たな御提案でございますが、究極的にはAEDをコンビニエンスストアに設置することにつながるかと思いますが、先ほどの市長の答弁にもございましたように、現在の市の方針といたしましては、その部分は引き続き事業所として設置をしていただきたいということで、要請を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今の御答弁で、なかなか進展はしないと思ってんですけども、この公共施設に自動販売機が設置してあるところ、当市としても少ないと思うんですね。近くでも、当然市役所とか中央公民館、それ以外で今45施設ありますけれども、その中で今現在設置してないところにAED付き自動販売機を設置することで、その現在あるAEDをコンビニに設置できるというのは、これは画期的なことじゃないかと思うんですけども、再度これについてはいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） AEDに関しての設置を推進する際には、公共団体としての市が責任を持って進める部分と、あるいは社会的責任を負うであろう事業者の方、その他団体ということが、法人等も考えられますので、地域全体での課題というような認識を持っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回、AED付きの自動販売機について質問させていただきましたけど、前回、質問させていただきましたけども、今回、AEDの自販機を取り扱っている都内に本社のある会社、支店の担当者に会って状況をお聞きしました。このAEDの設置先は、民間で9割、民間がほとんど主体なんですけども、現在は300台設置済みで、自治体は少ないので、自治体では狛江市が市を通して、社会福祉協議会との契約で市民活動支援センターに設置しております。また、埼玉県の蕨市は福祉児童センターにしてあります。そういった例もありますので、そういった意味ではぜひ、先ほどのコンビニの設置の取り組んでいる埼玉の例も含めて、こちらの蕨市も埼玉ですから、ぜひ検討していただきたいなと思いますけれども、再度見解をお願いいたします。

○総務部長（阿部晴彦君） 答弁、重なる部分もございますが、さまざまな他の自治体での取り組みなども参考にすべく、今後研究、続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 最後に、このAEDに関してですけれども、緊急時に対応するためのAEDの増設は、これ必要であります。しかしながら、AEDはふえても、操作方法や設置場所がわからなくては意味がありません。市民に対して定期的な講習会の実施とともに、学校の教育現場においても、2021年度から中学校の授業で心肺蘇生を学ぶことになっておりますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

AEDの増設については終わります。

続きまして、学童保育の利用についてお伺いをいたします。

①の学童保育の現状と方向性についてでありますけれども、待機児童数が99人ということですが、これに関しては市内では増設をしておりますけれども、改善はされていないと思っておりますけれども、この要因は何なんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○青少年課長（新海隆弘君） 待機児童99人の内訳を申し上げますと、第一クラブ46人、第五クラブ26人、第十クラブ27人となっております。

今議員がおっしゃった学童ができたみたいなお話のところは、民間学童保育所の件だと思いますが、民間学童保育所についてはあいている状態でありまして、ランドセル来館事業を利用してる保護者の方にお勧めをしている状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これは先ほど他の議員からも質問がありましたけれども、この待機児童の第一、第五、第十のこの人数の要因については、具体的にどのように捉えておりますでしょうか。

○青少年課長（新海隆弘君） 待機児童の要因でございますが、例えば第一クラブで見ますと、ここ数年、毎年、待機児童の人数がふえていっている現状でございます。要因となりますと、児童数の増もあると思っておりますけれども、保護者の方の就労等の——就労率の上昇なども要因ではないかと考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

現状はそういうことということで認識をいたしましたけれども、次に小学校内の学童保育の設置についてですけれども、これに関しては過去に検討したことがあるのかどうかお伺いいたします。

○青少年課長（新海隆弘君） 過去の検討でございますが、子ども・子育て支援事業計画の中に、放課後子ども総合プランに基づく行動計画を設けてまして、その中で小学校内学童のことも含まれておりますので、検討したことはございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この小学校の学童保育については、現状は状況的には難しいという状況でしたけれども、やはり待機児童優先ということでありました。

そこで、③と④にちょっと移っていきたいと思うんですけれども、学童保育の利用時間、入所基準、④の私立学校の対象が利用できない時期ということですが、この入所条件には、市内に居住し、保護者の労働などの理由により、昼間適切な監護を受けることができない、入所基準に該当する小学校就学児童とのことですが

れども、私立の小学校に通ってる親御さんから、特に夏休みの利用時間についてでありますけれども、公立、私立ともに夏休みの期間、地域、学校により異なるため、公立が基準になり、利用できないため、改善をしてほしいという相談を受けました。これに関しては、利用できるようにするということはできないのでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 現在、市外の小学校に通う学童保育所の入所児童数が、学童保育所全体を合わせて5名となっておりますので、その人数の少ない状況や、あと市外の学校になりますと、いつ例えば運動会があるとか、いつまでが長期休業であるとか、そういう情報の共有等も難しいというところもありまして、市内の学校の授業日に合わせた事業実施をさせていただいているところでございます。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 市はこういった市民からの相談とか、今、私の話したような相談とか要望等は今まであるのでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 現状そのような、直接お問い合わせのようなものは受けておりませんが、過去には夏休みが公立の学校と違うんですけれどもという、電話によるお問い合わせはあったと伺っております。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** それでは、民間で実施してる立野みどりの第一・第二学童ですけども、これに関しては他の議員の答弁でもありましたけども、民間利用の促進で受け入れを拡大していくということでありましたけども、現段階で70名で、36名ですか、38名ですか——ということですけども、これ保護者のニーズを、把握をこれからしていくということですけども、やはり私立と公立で、私立の人が入れない、そういう要望があるので、そういった部分では、こういうものは取り入れることはできないのでしょうか。やはり市と、民間とはまた違うと。また、民間は独自で幅広くできるというメリットがあると思うんですけども、これに関しては話することはできないのでしょうか。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 民間学童保育所につきましては、ことしの4月から開所したばかりでございまして、基本、市のほかの学童保育所と同じ利用時間ですとか要件ですとかで、実施していただくことをお願いして開始したばかりでございますので、公立と民間の違いを利用したその要望等については、今後どういうふうに対応できるかも含めたことを、民間学童保育所と考えていくことになるかなと思います。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** これに関してですけども、私立に通ってるのは全体で5名、私も聞いたときに随分少ないなというふうに思ったんですけども、やはり潜在的にあるのではないかなと思うんですけども、これに関しては希望人数がふえれば実施を検討するということはできるのでしょうか。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 現状では、先ほど課長が御答弁をさせていただいておりますけれども、人数が少ないというようなことで、私立の小学校に通ってる児童の方につきましては、その対応についてはできてないという状況でございます。現状では、児童館のほうを利用させていただいているというようなことですが、児童館の開館時間が10時ということになりますので、8時から実際は通常、公立小学校の場合、小学校が休業のときには8時から受け入れておりますので、その2時間をどこで過ごすかということで、御家庭から御自分で来ていただくというようなことで、やっさせていただいてるかと考えております。今後、人数が私立の小学校の方がふえて、さらに希望の方がふえてきた場合ということにつきましては、今後の状況と、あとその人員体制と、あとやはり市財政の状況も踏まえながら考えていく必要はあるかと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) やはり特に民間ですけども、利用の促進と受け入れの拡大ということで、保護者のニーズを把握するというのはすごく大事だと思うんですね。やはり市としても70名で、70名もほぼ受け入れられると思ったと思うんですけども、ふたをあけてみたら半分近いという。そういう状況の中で、やはりこれに関してはさまざま調査を行ってると思うんですけども、やはりアンケート、どのようにしていくのか、そういった意味ではニーズをしっかりと把握をした上で続けていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この要望に関しては、この5名中、私が受けたのはこのうちの2名なんですかね——かもしれませんけれども、いや実際には保護者のニーズを把握するにはさまざまなことを聞いてみれば、人数は多いんではないかと思しますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

2点目の学童保育の利用については、以上で終わりたいと思います。

---

○議長(押本 修君) お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時52分 延会